

# 市民クラブ長崎市議団

令和7年度政策要求  
に対する回答

令和7年2月  
長崎市

## 政 策 要 求 回 答

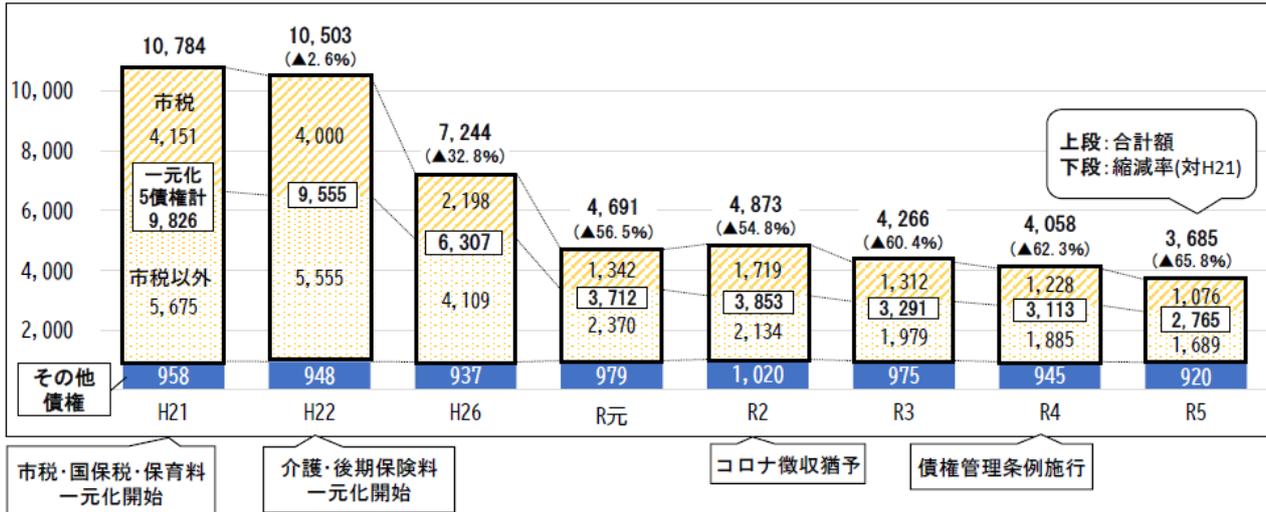
政党又は団体名 市民クラブ	担 当	財務部	収納課 特別滞納整理室
事 項 1. 新しい行政運営 (1) 市税及び各種料金等の未収金対策を徹底し、健全な運営に努めること。			
回 答 <p>長崎市の未収金のうち、徴収一元化債権（市税・国民健康保険税・保育料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の5債権）については、徴収一元化がスタートした平成21年度以降、預貯金等の差押え、滞納整理に係る進行管理の徹底等の取組みを進め、収入未済額が令和5年度末時点で1/3以下に減少している状況です。</p> <p>特に令和5年度以降は、早期の財産調査や催告時期の前倒しなど、滞納初期時点での対応を強化したことで、現年課税分徴収率の向上や新たな未収金を発生させない体制整備につながっております。</p> <p>一方で、各部局が所管する「その他の債権」の未収金については、収入未済額の縮減が進まない状況でしたが、令和4年4月の「長崎市債権管理条例」施行と併せ、財務部内に専門部署を設置し、債権管理の適正化や未収金縮減に向け部局横断的な取組みを進め、各部局においては、債権の性質に沿った取組みを所属長のマネジメントのもと進めることで、債権管理の適正化及び継続した未収金の縮減につながっております。</p> <p>納付者の利便性を高める取組みとして、令和5年度には、市が発行する全ての納付書について、コンビニ納付やキャッシュレス決済を可能とするためバーコードを掲載するとともに、支払方法の中でも最も簡便で確実な口座振替を推進するため、WEB上で口座振替の手続きが完了するWEB口座振替受付サービスを導入するなど、全庁における納付環境の整備や滞納の未然防止につなげております。</p> <p>今後も、口座振替をはじめとしたキャッシュレス納付を推進するため、長崎県をはじめとした関係機関と連携した取組みを進め、キャッシュレス納付促進の機運醸成及び環境整備に取り組んでまいります。</p> <p>さらに、徴収率を上げる取組みとして、徴収一元化債権においては、令和6年4月から徴収体制と職員の業務分担を見直し、また、令和6年11月からは徴収・収納業務のうち作業的業務を委託するなど、職員が納付折衝、財産調査、滞納処分に専念できる効率的な徴収体制を整備しておりますので、これらの取組みを複合的に実施することで、更なる徴収率の向上を目指します。</p> <p>また、「その他の債権」においては、令和6年度から、回収困難な3債権の個別催告や訪問調査等の回収業務について、弁護士法人への委託を開始しておりますが、確実な成果につながっておりますので、令和7年度には対象債権を20債権に拡大し、より効率的か</p>			

つ効果的な債権管理につながるよう検討しております。

いずれにしても、税財源を含む自主財源の確保については、今後とも適正かつ公平で、効率的な賦課・徴収に努めていくとともに、適正な債権管理体制を後退させることがないよう、財務部が司令塔として各部局と連携し、部局横断的な取組みを進めることで、継続して確実に未収金の縮減を図り、自主財源の確保と健全な財政運営に努めていきます。

### 【参考 1】 収入未済額の推移

(単位：100万円)



## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	財 務 部	契 約 検 査 課
<p><b>事 項</b></p> <p>1. 新しい行政運営</p> <p>(2) 市の入札、発注、契約（物品、サービス、コンサル）にあたり、障がい者雇用や環境保全、男女均等待遇等への取り組み評価を項目とした総合評価を拡充すること。</p>			
<p><b>回 答</b></p> <p>建設工事の入札においては、登録事業者の社会貢献への取り組み等を評価する発注者別評価点の加算措置を設けています。</p> <p>障害者雇用の取り組みへの評価として、一定数障害者を雇用している場合や、障害者就労施設等からの物品等を調達した場合に加算項目を設けています。</p> <p>また、環境保全の取り組みへの評価として「エコアクション21」を認証・登録している事業者、男女均等待遇の取り組みとして次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定している事業者に対して、建設工事における発注者別評価点の加算措置を設けています。</p> <p>なお、物品調達契約においては、障害者雇用の促進及び安定を図るため、一定数以上の障害者を雇用している事業者について、申請に基づき、「障害者雇用認定事業者」として認定し、同事業者への優先発注を実施しています。</p> <p>特に発注機会の多い業種に登録がある事業者に認定制度の周知を行うなど認定事業者の拡大に努めるとともに、庁内への優先発注に係る要請を行い、優先発注の推進に努めています。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	総務部 企画政策部	行政体制整備室 都市経営室
<p>事 項</p> <p>1. 新しい行政運営</p> <p>(3) 行政改革の推進と行政サービスの効率化を図ること。</p> <p style="padding-left: 20px;">① 行政サテライト機能再編後の検証・見直しを適宜行うとともに、アンケート等により市民の声を聴取し、更なる利便性の向上を図ること。</p> <p style="padding-left: 40px;">また、特に合併町については、「地域振興計画」「過疎地域自立促進計画」など適宜見直し、地域の活性化に努めること。また、新たに作成される過疎地域持続的発展市町村計画については、地域活力のさらなる向上の実現を目指すこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>行政サテライト機能の再編成については、この仕組みをよりよいものにしていくために、市民の皆様のご意見や現場の声を聞き、必要に応じた業務の見直しや組織改正等を行ってきたところです。</p> <p>今後とも、さらなる住民サービスの向上のため、市民の皆様などの声をお聞きしながら、検証や見直しを続け、サテライト機能再編成の効果が十分に発揮できるよう、随時必要な改善を行ってまいります。</p> <p>また、旧合併町の振興については、合併時に策定した市町村建設計画やこの計画を補完するものとして策定した地域振興計画に基づき取り組んでまいりました。また、旧合併町の中でも過疎地域や辺地地域に該当する場合には、過疎地域持続的発展市町村計画や辺地に係る公共的施設の総合整備計画により、有利な財源である過疎対策事業債や辺地対策事業債を活用した事業の取組みを進めているところです。</p> <p>市町村合併から約 20 年が経過し、市町村建設計画そのものの計画期間満了も近づくなか、今後の周辺地域における地域振興につきましては、主に合併地区を対象とする地域振興計画の見直しや延長を行うのではなく、全市的な観点から他の周辺地域も含めそれぞれの地域において、その特色を活かしたまちづくりを進めていく必要があると考えております。</p> <p>一方で、過疎地域等の持続的発展に向けた取組みについては、今後も地域の状況に即した計画策定や事業実施などに取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>また、これら地域振興の推進にあたっては、地域ごとに異なる特性、課題等を的確にとらえ、地域住民と一体となって取り組んでいくことが非常に重要であることから、今後とも地域に最も身近な組織である各総合事務所と本庁各部局との連携を強め、地域の活性化に努めてまいります。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	総務部  情報政策推進部  市民生活部	行政体制整備室 総務課 DX 推進課 情報統計課 住民情報課
事 項 1. 新しい行政運営 (3) 行政改革の推進と行政サービスの効率化を図ること。 ② マイナンバー制度の運用にあたっては、個人情報の管理とセキュリティ対策に万全を期し、利便性の向上と行政の効率化を図ること。			
回 答 マイナンバー制度の運用にあたっては、特定個人情報保護の制度面、情報セキュリティ対策の実務面の両方から、法令等に基づき、厳格に行っています。 特定個人情報保護の制度としては、住民記録、福祉、税等のマイナンバー制度に関連する業務ごとに、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えい等のリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を明記した「特定個人情報保護評価書」を作成・公表しています。 また、マイナンバーを扱う端末の利用に際して、ユーザーID・パスワードによる認証に加え、生体認証も行う二要素認証とし、セキュリティ対策の強化を図っています。 市民の利便性向上と行政事務の効率化に向けては、マイナンバーを最大限に活用することとしており、手続きに係る添付書類の削減のほか、令和4年度には、国が「特に国民の利便性向上に資する手続」として定めた手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続を可能としたことに加え、県及び県下11市町と共同でマイナンバーカードを本人確認の手段として利用可能な電子申請システムを導入し、令和6年9月からはオンライン決済サービスを提供するなど更なる行政手続きのオンライン化に取り組んでいます。 また、マイナンバーカードの活用では、平成28年1月からコンビニエンスストア等での住民票や税証明等の各種証明書発行を開始しており、令和3年6月からは証明書の交付手数料を減額しています。さらに、令和5年11月からは長崎市に本籍がある市外在住の方もコンビニエンスストア等で戸籍証明書等が取得できるようサービスを拡充するなど利便性の向上等に努めています。 加えて、国においても令和3年10月からマイナンバーカードの健康保険証利用が始まり、令和7年3月24日からは運転免許証との一体化が実施されるなど、カードの利活用シーンの拡大が強力的に推進されているところです。 なお、これらを活用するにはマイナンバーカードが必須であり、この間、市民のカードの保有率も増加してきてはありますが、未だ約2割の方が保有していない状況にあることを踏まえ、外出困難な高齢の方や障害をお持ちの方などの自宅や施設等に直接出			

向いてカードの申請受付を行う出張申請受付に重点的に取り組むなど、今後もさらなる取得促進を図っていきます。

同制度の運用にあたっては、引き続き個人情報の適切な管理とセキュリティ対策を徹底し、市民の利便性向上と行政事務の効率化に努めていきます。

## 政策要求回答

政党又は団体名 市民クラブ	担当	総務部	行政体制整備室
<p>事項</p> <p>1. 新しい行政運営</p> <p>(4) 指定管理者制度については、指針に基づき、安さのみを追求するのではなく、民間手法の活用により、良質な市民サービスを提供できるよう、随時見直しを行なうこと。</p>			
<p>回答</p> <p>指定管理者制度については、公の施設の管理運営に、民間の能力やノウハウを活用することで、市民サービスの向上等につながることから積極的に導入しているところです。その運用等について長崎市では「公の施設の指定管理者制度に関する指針」を定めており、より効果的な運用がなされるよう、随時改正を行っています。</p> <p>これまでも、複数団体でのグループ応募を認めることとしたほか、応募施設数の制限の緩和、応募資格の緩和など、公募に係る条件を見直してきたほか、不特定多数の市民や観光客が利用するような施設で、指定管理者のアイデアやノウハウ、投資等により効用が高められるような施設においては、長期間となる指定期間の提案も可能とするなど、広く民間が参入していただけるように制度の見直しを行ってきました。</p> <p>今後とも、民間の能力やノウハウを十分に活用し、良質な市民サービスを提供することができるような制度となるよう、随時見直しを図っていきます。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	情報政策推進部  総務部	DX 推進課 情報統計課 総務課
<b>事 項</b> 1. 新しい行政運営 (5) 業務のデジタル化推進 ① デジタル化の推進にあたっては、個人情報の保護に最大限努めること。			
<b>回 答</b> 長崎市は、令和3年度に策定した「長崎市DX推進計画」に基づき、戦略的かつ計画的に都市及び行政のデジタル化を推進しているところです。 行政のデジタル化においては、様々な行政手続きを24時間、自宅や会社からスマートフォンやパソコンから行えるようにする行政手続きのオンライン化を推進しており、これまで以上に個人情報を電子データとして取り扱うこととなることから、個人情報の保護は、ますます重要になると考えています。 このような状況において、令和5年度からは、国において、個人情報保護とデータ流通の両立等を図るために改正された個人情報の保護に関する法律（以下「改正法」という。）が施行され、個人情報に関する全国共通のルールが適用されることとなりました。 これに伴い、改正法施行前の旧個人情報保護制度に関する条例の廃止等を行うとともに、改正法を施行させるための長崎市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定及び関係規則等の整備を行い、改正法に対応した個人情報保護制度を再構築し、個人情報の適正な管理に努めているところです。 そのような中、特にデジタル化の推進にあたっては、セキュリティをしっかりと担保した形で積極的に推進し、市民や事業者など利用者の皆様の個人情報が守られ、安心して利用できる行政サービスの提供に努めていきます。			

## 政策要求回答

政党又は団体名 市民クラブ	担当	情報政策推進部	DX推進課
<b>事項</b> 1. 新しい行政運営 (5) 業務のデジタル化推進 ② 高齢者に対してデジタルリテラシーの向上を図ること。			
<b>回答</b> 「長崎市DX推進計画」に定める行政のデジタル化において、行政手続きのオンライン化を推進しており、高齢者においてもデジタル技術を活用できるように取り組んでいく必要があると考えております。 これまでも、携帯ショップ等と連携し、公民館などにおいて、スマートフォンに不慣れな方や高齢者などを対象にスマホ教室を開催していましたが、令和5年度からは、スマートフォンの操作などを教える「スマホサロンサポーター」を養成し、高齢者ふれあいサロンなど、地域の身近な集まりに派遣して、スマートフォンについて気軽に相談ができる「スマホサロン」を開催しています。 今後ともスマートフォンの操作などを支援する取組みを実施していくとともに、デジタル技術を活用した行政サービスを提供する際には、公共施設でのサポートなど体制面での対策も合わせて検討していき、誰もがデジタル化による恩恵を享受できるよう取り組んでいきます。			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	福祉部	福祉総務課 介護保険課
事 項 2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (2) 介護サービスの充実並びに介護職員の待遇改善策を講じること。			
回 答 長崎市では、団塊の世代が後期高齢者（75歳以上）となる2025年（令和7年）には高齢者人口はピークを迎え、2035年（令和17年）には、後期高齢者人口がピークとなることが見込まれます。さらに、生産年齢人口が減少していく中で、2040年（令和22年）には団塊ジュニア世代が65歳以上となります。 この超高齢社会に対応していくにあたり、令和6年度から8年度までを計画期間とする「第9期介護保険事業計画」を令和5年度末に策定し、その中で介護サービスの基盤整備方針を定めています。 この第9期計画では、介護サービスの充実について、高齢者の方々が、介護が必要な状態になってもできる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、地域密着型サービスを中心に基盤整備を行う予定であり、計画期間において、「小規模多機能型居宅介護事業所」3事業所、「認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）」3事業所、「特定施設入居者生活介護事業所（介護付きホーム）」100人分及び「地域密着型特別養護老人ホーム」3施設を整備することとしております。 次に、介護職員の待遇改善策ですが、基本報酬や各種加算を含めた介護報酬は、サービスの種類やその内容、介護事業所の所在する地域等を踏まえ、サービスに要する平均的な費用の額を勘案して国が定めており、概ね3年ごとに見直しが行われています。 令和6年度は見直しの時期にあたり、全体で1.59%引き上げとなる改定が行われており、賃金改善の実施義務がある処遇改善加算についても、加算体系の一本化や加算率を引き上げる見直しが行われるとともに、提出書類の簡素化や個別無料相談など、加算の取得促進に向けた支援事業も実施されております。 また、長崎市においても、令和6年度中に介護事業所の指定申請の電子化を進めるなど、介護現場の事務負担の軽減にも努めているところであり、介護サービスの質の維持及び向上が図られるためにも、更なる処遇改善等の措置を講じるよう、引き続き、全国市長会を通じて国に要望していきます。			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	市民健康部	地域医療室
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり</p> <p>(3) 長崎みなとメディカルセンターは、医療サービスの向上はもとより、安定した高度医療・周産期医療を提供できる病院として安定経営を構築すること。また、市民に対するサービスの向上にも努めること。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市立病院機構が運営する長崎みなとメディカルセンターにおいては、3大疾病（がん・心疾患・脳血管疾患）等をはじめとした高度・急性期医療について、地域の医療機関との連携及び役割分担のもと、地域がん診療連携拠点病院として手術や放射線治療等を数多く行い、また、地域脳卒中センターとしての役割を含め脳血管疾患や心疾患に対しては、24時間365日の受入体制を維持するなど地域の中心的役割を果たしています。</p> <p>また、周産期医療については、地域周産期母子医療センターとして、地域の医療機関では受入れが困難なハイリスク出産や32週未満の早産児等の受入れを継続して行うとともに、院内外の医療スタッフの人材育成や総合周産期母子医療センターである長崎大学病院との連携を引き続き行い、市民が安心できる医療提供体制の充実を図っています。</p> <p>長崎みなとメディカルセンターの経営について、令和5年度の経営状況は約17億円の純損失を計上し、財務状況が悪化しているため、経営改善に向け、令和6年5月から医業経営コンサルタントを導入し、オペレーションの見直しや地域の医療機関との連携を強化する経営改善の取組みを進めており、病床稼働率の向上など着実に成果は出ているところですが、依然として損失が出る状況となっています。</p> <p>今後につきましては、経営改善の取組みを継続して行うことに加え、将来の持続可能な病院運営を見据え、職員の適正配置数の見直しや市立病院としての地域医療全体における立ち位置も考慮しながら、病院規模のダウンサイジングを前提した長崎みなとメディカルセンターの適正な診療機能の範囲（診療科数等）と規模（病床数等）の導出について、令和7年度上半期を目途に、結論を導き出し、経営状況の改善に努めていきます。</p> <p>また、市民に対するサービス向上については、患者相談窓口と各部署との連携による相談対応や、セカンドオピニオンの希望への対応、病気や健康に関する市民向けの講座の開催など、患者や市民サービスの向上に努めています。</p> <p>長崎市立病院機構においては、地方独立行政法人の自主性・自律性を活かし、財務改善、市民サービス向上に向けた取組みを行っていることから、長崎市としても、引き続き病院機構との連携を密にしながら、市民に対して質の高い医療を安定的に提供できるよう、持続可能な経営基盤の確立に向けた取組みを求めています。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	福祉部	高齢者すこやか支援課 介護保険課 地域包括ケアシステム推進室
事 項 2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (4) 介護支援（地域支援事業）や介護予防の強化、地域包括ケアシステムの構築等、介護保険制度の充実と適正化を図ること。			
回 答 高齢者ができるだけ要介護状態等に移行することを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した生活を営むことができるように、地域支援事業を推進することが重要であり、長崎市では高齢者の自立支援・重度化防止に向けて様々な事業を展開し必要な支援を行っています。 介護予防の強化としては、前期高齢者や男性が参加しやすい運動等の場を設けるほか、高齢者等による住民主体の通いの場の立ち上げや活動支援ボランティア養成及び多職種を集めた会議を積極的に開催し、介護支援専門員やサービス事業所等の質の向上による自立支援に取り組んでいます。 また、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいを切れ目なく一体的に提供する「長崎版地域包括ケアシステム」の推進に向けて、分野ごとの課題を整理しながら、課題解決に向けた取組みを進めていますが、生活支援の分野では、地域住民相互の支え合い活動の推進役として「生活支援コーディネーター」を配置し、多様な主体が行う地域活動などの社会資源や生活支援ニーズの把握を行いながら、地域に合った取組みへの支援を行っています。 さらに、介護保険制度の改正を踏まえながら、介護事業者により適正なサービスが提供され、要支援・要介護者が適切かつ円滑な介護サービスを選択して利用できる環境を確保するため、介護支援専門員の資格を有する職員によるケアプラン点検などの介護給付等費用適正化事業を実施しており、介護給付の適正化に取り組んでいます。 引き続き「地域包括ケアシステムの深化・推進」「自立支援・重度化防止に向けた介護予防の推進」等を基本方針に掲げ、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、介護保険制度の充実と適正化を図っていきます。			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	福祉部	高齢者すこやか支援課 福祉総務課
事 項 2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (5) 高齢者が生き生きと活躍できる環境整備を図ること。			
回 答 長崎市の高齢化率は令和6年9月末現在で34.6%であり、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年（令和7年）には高齢者人口はピークを迎える見込みです。このような状況において、高齢者が個人の能力を活かしながら生き生きと生活できる地域をつくりていくためには、社会参加を促進する取組みが必要と考えています。 具体的な取組みとしては、高齢者が主体となって運営する「高齢者ふれあいサロン」をはじめ、地域で趣味活動や社会奉仕活動も併せて行われている概ね60歳以上を対象とした「老人クラブ」の活動費助成を行っています。 特に、長崎市老人クラブ連合会とは毎年市長との懇談会を開催し、ご要望やご意見をお聞きししているところです。令和6年度からは、40人を超えるクラブについては助成金の会員割の金額を300円から750円に増額しました。その結果、徐々に会員数の増加につながる取組みをされており、クラブ運営の安定化と活性化に一定の効果があるものと考えています。 このほか、これまでに培われた知識や経験を地域づくりに活かしていただくため、高齢者ふれあいサロンや介護施設のお手伝い及び認知症の方の支援を行うボランティアの養成講座を開催しており、ボランティア活動を奨励・支援するために、活動回数に応じて年間最大5,000円の交付金、又は5,500円分の福祉の店の買い物券を交付する「地域支援ボランティアポイント制度」も実施しています。 また、働くことを希望するシニアの方々に就業機会を提供する「長崎市シルバー人材センター」への支援も行っています。 これからも、引き続き高齢者が生き生きと活躍できるよう、環境整備に努めていきます。			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	市民生活部  中央総合事務所	地域コミュニティ推進室 自治振興課 総務課 中央地域センター
事 項 2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (6) 仮称「地域コミュニティ連絡協議会」の設置については、地域事情に合わせて自治会や各種団体などへの十分な説明と地域住民への意見を聴取し十分な理解のもと進めること。また、地域の担い手が少ない小規模なコミュニティに対しても積極的な支援を行うこと。併せて、自治会加入率の低下に歯止めをかける対策にも努めること。			
回 答 自治会をはじめ地域の各種団体が連携し、地域課題の解決に取り組む地域コミュニティ連絡協議会は、令和7年1月31日時点で、協議会設立済みの地区が48地区、協議会の設立に向けた準備委員会設立済みの地区が5地区となっており、地域の皆様方のご理解とご協力により、少しずつ地域におけるまちづくりが広がりをみせています。 一方で、まとめ役となる団体や担い手が見つからないなどの理由により、協議会設立の検討に至っていない地区については、具体的な支援の方針を地区ごとに定め、地区の実情に合わせた設立支援を行っているところです。 具体的には、連合自治会など地域の集まりの場でしくみの必要性について説明を続けるとともに、既に設立している協議会に御協力いただき、未設立の地区に出向いて、実際の協議会設立時のことや、取組内容等について理解を深める機会を提供する「まちづくり実践者派遣講座」を開催したり、設立の検討に至っていない複数の小学校区が一同に会し、講師からの講話や自治会やPTA等の地区の団体同士の意見交換を行う「わがまちみらい勉強会」を開催したりしています。 今後も、地域コミュニティを支えるしくみについて理解を深めていただくために、地域の声に耳を傾け、実情に合わせた支援を行い、更なる機運醸成を図っていきたく考えています。 また、地域のコミュニティの活性化に向けては、各総合事務所・地域センターのまちづくり支援担当職員等が積極的に地域に入り、地域コミュニティの活性化に向けて、多世代間の交流を促し、地域の活性化や一体感の醸成につながるような地域の取組みの企画及び実施等に対して支援していきます。 併せて、地域の各種団体の活動の情報については、SNS等の広報媒体の活用も含め、様々な世代に向けて積極的な発信に努めることにより、地域活動への参画意識の醸成に努めてまいります。 今後とも、関係部局が連携し、地域のまちづくりに関する支援を行っていきます。 次に、自治会については、地域コミュニティの核として、地域行事など住民同士のつながりを高める活動のほか、ごみステーションの維持管理や防犯・防災などの生活環境を向			

上させる活動、高齢者や子どもの見守りなど、様々な活動に取り組まれており、その重要性はますます高まっていると認識しています。

一方、自治会加入率は、毎年少しずつ低下しており、令和6年4月時点では62.2%となっています。この要因としては、高齢化の進行や単身世帯の増加、個々の価値観の多様化など、社会を取り巻く状況が変化する中、自治会においても、高齢化で自治会業務を担えなくなって退会となったり、役員になりたくない、自治会加入のメリットが感じられない、自治会の存在や活動内容が知られていないなど、様々な要因が複合的に影響を与えていると考えています。

そのような状況のなか、地域を支える自治会の活動を支援するため、加入促進と担い手確保の両面からの対策が必要であり、自治会加入率の低下に歯止めをかける加入促進策については、毎年11月を自治会加入促進月間として、未加入者への自治会からの働きかけの強化や広報ながさきやデジタルサイネージ等による周知を行うなど「加入促進キャンペーン」を実施するとともに、新規建設マンション等への自治会加入の働きかけ、大学生への加入促進チラシ等の配布、企業を通じた自治会加入依頼などを行っているところです。

さらにこれまでの取組に加え、令和6年度からは、まずは20代から40代の若い世代の方に地域を支えている自治会の存在に気付いてもらうため、オリジナルソングに乗せて自治会を紹介する動画の制作と周知を行うプロモーションを開始したところです。

地域の核となり、身近な暮らしを支えているのは自治会であると認識していますので、自治会の必要性について、より多くの方の理解が進むよう保健環境自治連合会などの関係団体と連携を図りながら、持続可能な地域のまちづくりを進めていきたいと考えています。

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	福祉部	障害福祉課
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり  (7) 障がい者自立支援法の趣旨を活かし、障がい者の自立と社会参加の促進を図ること。  併せて、長崎市障がい者差別禁止条例の制定を行うこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>障害者が地域で自立して生活するためには、障害福祉サービスや相談支援体制の充実を図ることが重要であり、「長崎市第7期障害福祉計画・長崎市第3期障害児福祉計画（令和6年度～8年度）」に基づき、障害福祉サービス等の提供基盤の整備を進めています。</p> <p>また、身近な地域で障害者やその家族の困りごと等について相談ができ、必要に応じて障害福祉サービスが円滑に利用できるよう、市内5箇所に相談支援事業所を設置しています。</p> <p>さらに、令和5年2月には、指定相談事業所等に対する専門的な指導・助言、地域移行・地域定着の促進の取組み、緊急時の支援体制の構築、人材育成の支援等、相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターを設置するなど、相談支援体制の充実に努めております。</p> <p>障害者の社会参加につきましては、令和4年度から、障害者の社会参加や就労支援の拡充につなげることを目的として、通所や通勤が困難な障害者が、テレワークロボットを活用し、市庁舎の案内業務等に従事する「障害者テレワークロボット就労促進事業」を実施しており、このような取組みを通して、障害者の自立と社会参加の促進を図っているところです。</p> <p>次に、障害者に対する差別解消につきましては、「第五次総合計画」や「第5期障害者基本計画（令和6年度～10年度）」において「障害を理由とする差別の解消の推進」を方針として掲げており、障害者に対する理解を深めるため、アート作品展の実施、「はあと屋」の授産製品販売の促進、広報紙やホームページ等を活用した普及啓発に努めています。</p> <p>令和6年度においても、引き続き障害者週間に合わせて、市庁舎内で、はあと屋の販売会を実施するとともに、長崎市の情報番組「週刊あじさい」において、障害者への支援や配慮の仕方を紹介するなど、障害者への理解を図るための取組みを進めております。</p> <p>障害者差別禁止条例につきましては、長崎県が制定した「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」も考慮した上で、長崎市の特性や実情を踏まえて、独自に条例として規定すべき項目があるかなど、障害者団体等のご意見を伺いながら、考え方を整理していきます。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	市民生活部	スポーツ振興課 文化振興課 ながさきピース文化祭推進室
事 項 2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (8) スポーツ振興を図るため、各種競技団体による大会・キャンプ等の誘致及び継続した競技力向上対策に努めること。併せて、文化・芸術活動とスポーツ・レクレーションの振興を図ること。			
回 答 各種競技団体による大会・キャンプ等の誘致については、市民のスポーツへの関心を高めるとともに、市内各スポーツ施設の有効活用、交流人口の拡大及び地域の活性化が図られることから、これまでラグビーワールドカップ 2019 日本大会や東京 2020 オリンピック、世界水泳選手権 2023 福岡大会における代表チームを受入れ、「みる・ささえる」スポーツの振興を図ってきました。 今後とも各競技団体及び長崎県スポーツコミッションと連携した取組みを実施していきます。 また、競技力向上対策については、国民スポーツ大会、全国高等学校総合体育大会等の全国大会レベルにおいて上位入賞ができるよう、公益財団法人長崎市スポーツ協会を通じて、各競技団体が行う「競技力向上対策事業」の経費の一部を補助するなど、ジュニア層をはじめとした競技力向上に引き続き取り組んでいきます。 その他にも、市民が日常的にスポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会を確保するため、「する・みる・ささえるスポーツの振興」の観点から、市民体育・レクリエーション祭やベイサイドマラソンなどの各種スポーツ大会を開催するとともに、令和4年度から実施している小学生以下の子どもを対象としたスポーツ体験教室を継続するなど、スポーツ・レクリエーションの普及・振興に取り組んでいます。 次に、文化・芸術活動の振興については、市民の文化・芸術活動をより一層盛んにするための「長崎市市民文化活動振興プラン」に基づき、学校など身近な場所に演奏家やプロの演劇人を派遣する「アウトリーチコンサート」や「演劇アウトリーチ」のほか、親子で楽しめるコンサートや演劇公演、芸術文化体験教室の開催など市民が身近に文化・芸術に触れる機会の創出に努めています。 また、市民の自主的な文化・芸術活動を活発化させるため、市民文化団体や個人の発表の場を創出する市民美術展や Nagasaki まちなか文化祭などを開催するほか、小中学生及び高校生が全国大会等へ出場する際の助成や市民文化団体が行う文化事業への助成等を行っているところです。 さらに、来年度本県で開催される第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭（ながさきピース文化祭 2025）では、全国規模の文化団体が実施する公演などの事業や、長崎市の多様な文化資源・観光資源等を活用した事業などの実施を通して、市民の皆様が			

通常は体験できないような文化・芸術に触れ合う機会を創出し、文化祭を契機として長崎市の芸術文化活動のさらなる活性化に繋がるよう取り組んでまいります。

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部	土木企画課
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり                  (9) 長崎南北幹線道路整備に伴う施設の再配置について、平和公園西地区での基本整備方針を早期に示すこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎南北幹線道路の整備に伴う松山町の平和公園スポーツ施設再配置については、「長崎市平和公園再整備基本計画検討委員会」及び「長崎市平和公園スポーツ施設の再配置に関する再検討部会」を設置し、検討を進めており、「中部下水処理場跡にプールを配置し、陸上競技場を存続する案」と「陸上競技場にプールを配置し、中部下水処理場跡に陸上練習場として400mトラックを再配置する案」を支持する意見をいただいています。</p> <p>令和6年6月には、「都心部の未来の動向を見据えながら、より多くの市民に支持され、長崎市民にとって有益となるよう、スポーツ施設の再配置について判断を行って欲しい」旨の中間報告がなされました。また、7月と9月には被爆者4団体と市民団体から陸上競技場の現地存続の要望・陳情がありましたので、この2つの団体と面談し事業への理解を求めているところです。</p> <p>令和6年11月議会の行政報告において「陸上競技場にプールを配置し、中部下水処理場跡に陸上練習場として400mトラックを再配置すること」が適当であるとの判断を行ったこと、被爆者団体等に対し引き続き理解を求める努力を行っていくことを報告させていただきました。</p> <p>これらの経緯等を踏まえて総合的に判断し、将来に渡って多くの市民に支持され、利用される公園となるよう、スポーツ施設の再配置計画をとりまとめたいたいと考えています。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	教育委員会	適正配置推進室
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり</p> <p>(10) 教育行政について</p> <p>① 小・中学校の学校統廃合の実施にあたっては、地域住民・保護者の意向も尊重し十分な理解と協力を得て行うこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市では、多くの学校で小規模化が進んでいる中、平成 29 年 2 月に「長崎市立小学校・中学校における規模の適正化と適正配置の基本方針」を策定し、子どもたちが集団生活の中で活気に満ちた活動ができる学校規模を確保することとしています。この方針に基づいて、地区ごとの具体的な実施計画（案）を作成し、対象となる学校の保護者や地域の皆様と意見交換を重ねながら学校規模の適正化と適正配置に取り組んでいます。</p> <p>進捗状況としては、平成 29 年度以降、3つの小学校と3つの中学校について、それぞれ隣接校との統合を行っており、令和 8 年 4 月には手熊小が桜が丘小に統合することが決定しています。</p> <p>なお、令和 6 年度は、桜馬場中、片淵中、長崎中の統合や、大浦中の小島中、梅香崎中への統合、形上小と長浦小の統合を中心に保護者及び地域の皆様と協議を進めさせていただいているところです。</p> <p>学校統廃合の実施までには、教育委員会が主体となって意見交換の場を設けることで合意形成を図っていくものや、地域住民・保護者が中心となって話し合いを進めていただくものなど、地域の様々な実情に合わせた、柔軟な対応が必要であると考えています。</p> <p>また、学校は教育の場だけでなく地域コミュニティの核として、防災拠点や地域交流の場等、様々な機能も併せ持っていることから、地域の皆様にとって大切な存在であり、学校を残してほしいという想いがあることも十分に理解した上で、子どもたちの教育環境を整える視点を中心に据えながら、地域の実情にも配慮し、丁寧な説明と十分な協議を行い、理解が得られるように努めていきます。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	教育委員会	学校施設課
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり</p> <p>(10) 教育行政について</p> <p style="padding-left: 20px;">② 教育予算を拡充し、教育環境の充実に向けて計画的な施設整備に努めること。</p>			
<p>回 答</p> <p>小中学校の施設整備については、施設の経過年数による保全の必要性、各学校の老朽化の状況や危険箇所を確認した上で優先度を考慮し、施設の機能改善を図っています。</p> <p>特に、子どもたちの安全安心に直結するような外壁落下防止、工作物や器具等の保全のほか、建物躯体に影響を及ぼす恐れがある雨漏り防止等について、法定点検や日常点検の結果をもとに最優先として迅速な対応に努めているところです。</p> <p>令和2年度には、「長崎市学校施設長寿命化計画」を策定し、各学校の建物躯体の状況に応じて、計画的に長寿命化改良事業及び改築事業を推進することとしています。</p> <p>また、近年、全国的に風水害や台風等による災害が発生している状況の中で、長崎市の学校施設においても防災機能強化の推進が喫緊の課題となっており、計画的な施設整備を進めていくことが必要であると認識しています。</p> <p>これらのことから、児童生徒が安全安心に学校生活を過ごせるよう教育環境の改善を図るとともに、国庫補助事業の更なる拡充を求め国への要望活動を継続的に行う等、予算の確保に努めていきます。</p> <p>なお、令和7年度は、令和6年度に引き続き、西町小学校及び小島小学校の新校舎等建設工事を行うとともに、新たに琴海中学校の既存校舎等解体工事、新校舎等建設工事などを実施します。</p> <p>また、改修事業として、西城山小学校ほか6校の外壁や屋上防水改修のほか、点検等において不備が確認された消防設備等機器の改修等を実施することとしています。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	教育委員会	学校教育課 教育研究所
事 項 2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (10) 教育行政について ③ 特別支援教育支援員、スクールサポーター、ICT教育支援等の拡充を図り、教職員の勤務時間の縮減に努めること。			
回 答 特別支援教育支援員につきましては、主に特別支援学級在籍の児童生徒の支援を行うものですが、学校生活における移動や、医療的ケアなど専門的な支援が必要な場合など、担任一人では対象児童生徒の支援が困難と考えられる場合などに配置しています。 支援員の配置については、毎年、就学相談の内容や学校から報告があった児童生徒について、提出された資料をもとに配置が必要かどうかを検討し、令和6年度は、令和5年度から10名増員し、150名を配置しています。令和7年度におきましても、10名増員し、160名を配置する予定です。 学校サポーターについては、平成23年度より小学校を対象に配置、令和2年度からは、新たに中学校においても配置できるようにし、家庭への配布文書の印刷・仕分け、学校行事での補助、学習支援等を行っています。令和6年度は、小学校62校に189名、中学校20校に29名配置しています。さらに、令和6年度から、小中学校各3校に「教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）」を配置し、学校サポーターと併せて、教職員の業務負担軽減につながっています。 令和7年度の特別支援教育支援員、学校サポーター、教員業務支援員の配置については、各学校の状況を把握した上で、適切な配置ができるよう努めてまいります。 ICT教育支援については、令和2年度に4名であったICT支援員を令和3年度は8名に増員、さらに令和4年度からは国の補助金制度を利用して「GIGAスクール運営支援センター」を立ち上げ、支援員を12名に増員し、学校への定期訪問やリクエスト訪問による教職員のサポートを充実させました。この「GIGAスクール運営支援センター」につきましては、令和7年度以降の国の補助金は継続されないこととなっておりますが、日々高度化する教育のICT化に対応するため、ICT支援員による継続した教員のサポートは必要と考えておりますので、令和7年度の実施に向けて検討してまいります。 これらの取組みを通して、月45時間超過勤務教職員は、令和元年度と令和5年度を比較すると延べ人数で小学校1053人、中学校937人減少しています。 これまでの教職員をサポートする職員の配置拡充は、確実に教職員の超過勤務時間縮減			

につながっています。また、長崎市及び各学校の取組みにより、教職員の業務改善に対する意識も高まってきています。引き続き、教職員の勤務時間の縮減のために、業務の縮減・適正化に努めていきたいと考えています。

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	教育委員会	学校教育課
<p>事 項</p> <p>2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり</p> <p>(10) 教育行政について</p> <p style="padding-left: 20px;">④ 小学校だけでなく中学校についても 35 人学級を実現すること。</p>			
<p>回 答</p> <p>中学校においては、令和3年度から新学習指導要領の完全実施に伴い、個別最適な学びや協働的な学びを一体的に充実させた「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指し、各教科の学習計画や学習指導法等の改善を図りながら、「確かな学力」の向上に取り組んでいます。</p> <p>その中で、個に応じた指導は学力保障につながるものであり、教師が生徒一人一人に対して目が届きやすく、指導・支援しやすい環境をつくることは大切であると考え、これまでも国に対し、全国都市教育長協議会や中核市教育長会を通して、教職員定数の改善と学級編制基準の緩和等の要望を行ってきました。</p> <p>現在、1学級の人数については、国の基準を基に、県が定めることとなっています。令和3年度に国の基準が改正され、長崎県においては、小学1年生は30人、小学2年生から6年生と中学1年生が35人、その他の学年は40人となっており、長崎市においても当該基準に基づく人数となっています。</p> <p>中学校については、国の教育再生実行会議においても35人学級についての議論がなされ、令和6年6月に出された政府の「経済財政運営と改革の基本方針2024」の中には「35人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築していく。」と記され、公立中学校の少人数学級化の検討が盛り込まれています。</p> <p>長崎市としても、中学校において、一人ひとりへのきめ細やかな指導、より効果的な指導を目指した35人学級が実現するように、今後の国の動向を注視し、引き続き要望していきます。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	教育委員会	総務課 学校給食センター整備室 健康教育課
事 項 2. 人間性を育み、生きがいと思いやりのあるまちづくり (10) 教育行政について ⑤ 安心・安全な給食提供のため、今後の学校給食センターについては、所長に権限をもった職員、及び正規雇用の栄養士の職員を配置すること。			
回 答 長崎市では、今後の学校給食の方向性として、献立内容の充実、食物アレルギーへの対応及び給食施設・設備の老朽化などの課題に対応するため、既存の学校給食施設の集約化を図り、市内3か所に学校給食センターを建設することとしています。 1か所目となる北部学校給食センターについては、令和4年1月12日に供用開始し、PFI事業者ともしっかりと連携を図りながら、安全安心でおいしい給食の提供に努めているところです。 長崎市の組織体制については、業務内容について精査を行い、業務量や困難性、専門性を踏まえながら、配置する職員数や補職者、専門的な資格等を有する職員を配置することとしています。 北部学校給食センターについては、これらの観点から現場に係長級の所長、栄養教諭・学校栄養職員、栄養士の資格を有する会計年度任用職員を配置するとともに、学校給食業務を所管する健康教育課に課長補佐を配置しております。 今後、2か所目及び3か所目となる（仮称）長崎市中部学校給食センター及び（仮称）長崎市南部学校給食センターについても、それぞれの業務内容等に応じた必要な組織体制を整備します。			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	環 境 部	ゼロカーボンシティ推進室
<p>事 項</p> <p>3. 環境と共生するまちづくり</p> <p>(1) SDGsの実現に向けた施策の推進</p> <p>① 地球温暖化対策に向けて、長崎市として積極的な施策を展開すること。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市では、地球温暖化の要因となっている温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」の実現に向け、長崎広域連携中枢都市圏を構成する長与町及び時津町と、令和3年3月17日に「ゼロカーボンシティ長崎」を同時宣言し、2050年の脱炭素なまちづくりを目指すこととしています。</p> <p>令和5年10月には、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に規定する地方公共団体実行計画として、「長崎広域連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画【圏域編（区域施策編）】」を一市二町共同で新規策定し、長期目標として、2050年における圏域の温室効果ガス排出量を2007年度比80%削減し、残りの20%を森林等による吸収や利活用することにより「ゼロカーボンシティ」を実現することとし、中期目標として、2030年における同排出量を43%削減し、森林等による吸収・利活用を5.5%とする目標を掲げ、取組みの強化・加速化を図ることとしています。</p> <p>2050年の脱炭素社会の実現に向けては、特に2030年までの取組みが「勝負の10年」と言われていることから、長崎市においても実行計画に定める4つの削減戦略ごとに、戦略をリードする野心的数値目標を掲げ、2030年までに電気自動車の導入拡大や太陽光発電の導入促進等を重点的に推進していくこととしており、令和5年度においては、市民、中小企業者向けの太陽光発電設備及び電気自動車の導入補助金を創設し、即効性のある取組みを積極的に展開しており、令和6年度においても継続して実施しております。</p> <p>また、令和5年11月には、国選定重要伝統的建造物群保存地区である東山手・南山手地区及び稲佐山から見下ろす夜景を作り出すライトアップ施設群を対象とする脱炭素化計画が、国の「脱炭素先行地域」に県内で初めて選定され、今後、産学官民金が連携し、2030年度までに対象地域の二酸化炭素排出実質ゼロを目指すこととしています。</p> <p>さらに、令和6年3月には、「ゼロカーボンシティ長崎」実現に向けての取組みを知ってもらうための玄関口として、市民参加型の仕組みやPR動画等を導入したポータルサイトを開設し、これらを通じて、市民・事業者の行動変容を促し、地球温暖化対策の取組みを促進しております。</p> <p>今後も、ゼロカーボンシティの実現に向けて、広く市民及び事業者の方に取組みを浸透させるため、効果的な広報戦略の展開を図り、SDGsの実現に必要な環境・社会・経済の3つの側面のバランスがとれた地域への発展を目指すとともに、持続可能な脱炭素なまちづくりに向け、積極的な施策の展開に努めてまいります。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	環境部 経済産業部	ゼロカーボンシティ推進室 新産業推進課
<p>事 項</p> <p>3. 環境と共生するまちづくり</p> <p>（1）SDGsの実現に向けた施策の推進</p> <p>② 再生可能エネルギーの普及促進を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>再生可能エネルギーの普及については、市域における再生可能エネルギーポテンシャル調査の結果を踏まえ取り組んでおり、このうち太陽光発電については、三京メガソーラーにおける発電事業や市民・中小企業者に対する設備導入補助の実施などにより、導入促進を図っております。</p> <p>また、令和2年2月に設立した株式会社ながさきサステナエナジーにより、市が発電した再生可能エネルギーを公共施設（令和6年3月時点で161施設）へ電力供給することで、再生可能エネルギーの地産地消にも取り組んでおり、令和5年に国に採択された脱炭素先行地域づくり事業においては、今後、国の交付金を活用して株式会社ながさきサステナエナジーが太陽光発電設備を設置し、先行地域対象エリアに再生可能エネルギー電力を供給することとしております。</p> <p>次に、海洋再生可能エネルギー分野については、造船業をはじめとする長崎市の海洋関連製造業の長い歴史に培われた高い技術力や経営資源を活かすことができる分野であり、また、洋上風力発電設備は部品数が多く、事業規模も大きくなることから、関連産業への経済波及が期待されます。</p> <p>現在、長崎県海域では、五島市沖や西海市江島沖などで洋上風力発電事業の具体的計画も進んでおり、長崎市においても、長崎県海洋産業クラスター形成推進協議会など関係機関と連携し、海洋人材の育成、サプライチェーンの形成などの支援に努めております。</p> <p>今後とも、「長崎広域連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画【圏域編（区域施策編）】」に掲げる2030年の導入目標の達成に向け、公共施設等における導入促進を図るとともに、市民、事業者の設備導入や取組みを支援し、再生可能エネルギーの更なる導入促進を図っていくこととしています。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	財務部  環境部	契約検査課 検査指導室 ゼロカーボンシティ推進室 廃棄物対策課
事 項 3. 環境と共生するまちづくり (1) SDGsの実現に向けた施策の推進 ③ 市発注の工事・物品にリサイクル製品等を積極的に活用し、リサイクルの向上とゴミの減量化を図り、循環型社会の構築を図ること。			
回 答 循環型社会の構築については、リサイクル製品の活用と資源物の再商品化が重要であると認識しています。 まず、建設工事に使用するリサイクル製品の積極的な活用については、長崎県リサイクル製品等認定制度で規定した品質を満たし、基本単価一覧表に掲載されているリサイクル建設資材の使用を推進しており、契約図書である現場説明書に、施工条件として再生アスファルトや再生砕石などのリサイクル資材の利用を明示しています。 また、建設工事で発生するコンクリート殻やアスファルト殻なども、再生資源化等を行う施設名や搬出する数量を現場説明書に明示するとともに、受注者に提出を求めている工事着工前の再生資源利用及び促進の計画書と、工事完成後に提出される報告書等により、再生資源化の適正な実施とリサイクル製品の活用を確認しています。 次に、物品購入については、「長崎市グリーン購入判断基準」に基づき、国の「環境物品等の調達推進に関する基本方針」の基準に合わせた文具類やOA機器等の物品の購入を進めることにより、環境負荷の低減に努めています。また、事業所に対しても、事業活動において、さらに環境に配慮した経営を実践してもらうべく、時津町や、長与町とも連携して環境マネジメントシステム(EA21)の普及に向けた取組みも推進しているところです。 併せて、ごみ排出量の削減だけでなく、資源物の再商品化にも繋がるリサイクルの取組みとして、ペットボトルやガラスびん、プラスチック製容器包装について、容器包装リサイクル法に基づき、再商品化事業者に引き渡すとともに、古紙をはじめとしたリサイクルが可能な一般廃棄物の処理を市内事業者へ委託するなど、様々な施策を実施しているところです。 さらには、令和4年4月施行のプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき、燃やせるごみとして処理しているプラスチック製品を、プラスチック製容器包装と一括回収し、再商品化する計画の策定を進めております。 今後とも、リサイクル製品等を積極的に活用し、環境に配慮した取組みに努めるとともに、資源物の再商品化をすすめることで、リサイクルの推進とごみの減量化を図り、循環型社会の構築につなげていきたいと考えています。			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	経済産業部	産業雇用政策課 新産業推進課 商業振興課
事 項 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり (1) 地場企業の育成と商店街の振興 ① 中小企業（ものづくり産業など）経営安定支援策の充実を図るとともに、支援制度の利用促進ときめ細かな経営支援を図っていくこと。			
回 答 市内中小事業者においては、基幹産業における事業構造の転換等による生産量の減少に加え、人手不足、物価高による収益の悪化など、厳しい経営環境が続いています。 そのような中、これまで国や県においては、厳しい経営環境にある中小事業者を対象に、設備投資をはじめ販路開拓・拡大、生産性向上などの取組みを支援してきており、長崎市でも、国の有利な財源を活用しながら、チャレンジ企業応援補助金などを創設して、市内事業者の売上・収益拡大等に資する設備導入や、研究開発などに対する支援を集中的に行ってきました。 令和6年度は、市内ものづくり製造業を対象に、洋上風力、水素・アンモニア、船舶、航空機など特に成長が見込まれる分野をとらえ事業拡大や生産性向上に要する設備投資などへの支援を行っています。 商店街等の振興策としては、商店街等向けに、魅力向上や賑わい創出のためのハード、ソフト事業への支援を行い、また、事業者向けには、商店街等の中にある空き店舗への出店事業に対する支援や、既存店舗が行う集客力向上のための商品、サービス等の改善事業に対する支援などを行っています。 こうした支援については、商工会議所や商店街等を通じ、多くの中小事業者と意見交換を行うとともに、中小事業者が抱える課題に関する調査により実態把握を行いながら実施しています。 さらに、日頃から専門的な知識や高度な技術を有する民間企業等のOB人材を採用して企業訪問等を実施するとともに、長崎市が行う中小事業者経営支援の説明会や中小事業者が会員となっている関係団体との会合など様々な機会を通じ、関係機関と連携して、中小事業者の実情を聴取しています。 今後も、こうした取組みを通じて、支援制度の利用促進とニーズの把握に努め、国の有利な財源なども活用しながら、中小事業者の経営支援に努めてまいります。			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	文化観光部	観光交流推進室
<p>事 項</p> <p>4. 産業活動を育む活力あるまちづくり</p> <p>(2) 地域の資源を活かした魅力ある観光都市の創造</p> <p>① 登録された二つの世界遺産と併せ、長崎の観光資源を更に磨くとともに、長崎市版DMOの取り組みについては期を逃すことのないよう、具体的な取り組みを加速し交流人口の拡大に努めること。</p>			
<p>回 答</p> <p>地域の資源を活かした魅力ある観光都市の創造のためには、ハード、ソフト両面での観光資源の磨き上げが欠かせません。</p> <p>これまでも、世界新三大夜景に認定された夜景の魅力向上、洋館等の歴史的建造物の保存・活用整備など、官民で連携して、歴史・文化・景観・自然等の地域資源を活かしながら、唯一無二の魅力の創造に努めてまいりました。</p> <p>現在、「ヒルトン長崎」、「長崎マリオットホテル」、「ホテルインディゴ長崎グラバーストリート」といった富裕層向けの宿泊施設が相次いで開業し、国内外の旅行需要が急速に回復している中、旅行の目的として、訪問先の地域や社会にどう貢献できるかというサステナブルな視点が重視されるようになっております。</p> <p>DMOにおいては、地域の人々の暮らしに触れ、歴史・文化を深く理解し、地域貢献をしたいという訪問客のニーズに対応し、長期滞在につながるコンテンツとして、令和4年度から、民間事業者と連携し、サステナブルツーリズムの推進に取り組んでおります。</p> <p>具体的には、外海・出津・黒崎地区において、潜伏キリシタン文化をテーマとした地元の人々との交流を含む体験プログラムや、南山手エリアを中心とした明治日本の産業革命遺産にまつわる歴史や文化、長崎らしい坂の街での暮らしを体験できる滞在プランを企画・造成しております。また、今年度は、これらの滞在プランのモニターツアーを実施し、旅行商品として販売に向けた準備を行っているところです。</p> <p>このように、ハード面の地域資源の基盤整備と、それを活用したソフト面の取組みを掛け合わせ、オール長崎で、まちの魅力を高めていくことにより、期を逃さず訪問客のニーズを捉え、交流人口の拡大に努めてまいります。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	文化観光部	世界遺産室 観光政策課 観光交流推進室
事 項 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり (3) 歴史と文化を活かした魅力あるまちづくりの推進 ① 「明治日本の産業革命遺産」「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」については、それぞれの保存整備と併せ周辺環境整備の取り組みを加速させ、地域に負担とならないよう努めること。併せて、保全管理の財源確保にも努めること。			
回 答 長崎市には、平成 27 年に世界遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産」の 8 資産と、平成 30 年に世界遺産に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の 3 資産をあわせて 11 の構成資産があります。 世界遺産の構成資産は、将来にわたる万全の保護措置や来訪者に対する受入態勢の整備が必要です。「明治日本の産業革命遺産」の構成資産のうち、特に劣化の激しい端島炭坑については、平成 29 年 12 月に策定した「史跡高島炭鉱跡整備基本計画」に基づき、優先順位を付けた計画的な保存整備を実施しており、優先順位の高い護岸遺構や、明治期の生産施設遺構である第 3 豎坑捲座の補強工事に着手しています。 端島見学施設の災害復旧対策については、過去の台風による施設損壊等の経験を踏まえ、令和 2 年度から、台風の接近による波浪で見学施設の損壊が想定される場合には転落防止柵等を一時的に撤去し、台風通過後に再設置することにより、施設の損壊を未然に防ぐ取組みを行っています。また、栈橋等が損壊した場合でも各船舶に防舷物を装備しての接岸等を行うことで復旧までの期間を大幅に短縮できたことから、今後も部材の材質等も含め研究を行い、災害に強い施設づくりに努めていきたいと考えています。 周辺環境の整備としては、これまで外海地区や高島地区等において案内板・説明板・世界遺産登録記念銘板の設置及び遊歩道や駐車場の整備等を行っています。令和 4 年度には、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産内にある出津教会堂駐車場に来訪者用トイレを整備し、令和 6 年度には同駐車場及び教会堂周辺の舗装整備が完了しました。 また、4 カ国語表記の説明板を道の駅「夕陽が丘そとめ」と外海歴史民俗資料館に設置するなど来訪者への情報提供を行うとともに、これらの施設に遠藤周作文学館を加えた 3 施設には、外国人観光客を含めた来訪者の利便性向上のため、公衆無線 LAN 環境を整えています。さらに、令和 5 年度には、「明治日本の産業革命遺産」のビジターセンターと位置付けているグラバー園内の旧三菱第 2 ドックハウスの展示をリニューアルし、世界遺産価値の効果的な情報発信を行っています。 財源については、国指定・選定文化財である「端島炭坑」、「小菅修船場跡」、「外海の出津集落」、「外海の大野集落」等は、国・県の文化財保護に関する補助メニューを、多額の経費が必要と考えられる端島炭坑の護岸遺構の整備に関しては、国の社会資本整備総合交			

付金及び過疎対策事業債を活用していきます。

また、端島見学施設使用料及びふるさと納税等を原資とする「端島（軍艦島）整備基金」を設置しており、将来にわたる整備事業の安定的な財源を確保していきます。

今後とも、国・県に対し財政的支援を強く求めるとともに、有利な財源及び基金を活用して来訪者の満足度を高め持続的な地域活性化につながるよう、世界遺産の構成資産及び周辺環境の適切な保全・活用事業を進めていきます。

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	経済産業部  企画財政部 建築部	産業雇用政策課 新産業推進課 長崎創生推進室 住宅政策室
事 項 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり (4) 企業誘致で雇用確保、定住人口の維持 ① 将来を担う若年者の県外流出防止策の取り組みを強化・推進するとともに、企業誘致についても県と連携を図り、正規雇用の拡大に向けて全力で取り組むこと。また、U・I・Jターンに対する定住支援策を図ること。			
回 答 人口減少対策は長崎市として最優先で取り組むべき課題であり、令和6年2月には、人口減少対策の中でも特に「経済再生」と「少子化対策」の分野に注力し、これらの基盤づくりとして「新市役所創造」を推進するアクションプランを策定しました。 「経済再生」と「少子化対策」として、特に若年者の転出抑制や定住促進はもとより、U・I・Jターンの受入拡大を図ることが必要であると認識しています。 そのような中、長崎市は若年者の地元就職及びU・I・Jターン就職を促すため、若年者雇用施策に取り組んでいるところですが、学生や保護者からは、依然として「長崎には企業がない」、「長崎の企業に関する情報が少ない」との声が聞かれる状況です。 そのため、SNS等を活用し、「長崎で働く魅力」を発信するほか、学生に地元企業を知ってもらうきっかけづくりとして、学生と企業をつなぐコミュニティの形成にも注力しています。 また、学生の働き方に対する価値観や就職活動の在り方が多様化する中、企業にも対応が求められていることから、多様な人材を受け入れる地元企業の態勢整備に対しても支援を行っているところです。 加えて、令和7年度からは、地元企業における人材確保の取組みを強化し、若年者等の地元就職・定着を促進する観点から、企業と連携した奨学金返還支援を実施する予定です。 また、雇用機会の拡大に資する企業誘致は、若年者の流出に歯止めをかけるうえで効果的な施策であると認識しており、平成25年度から令和5年度までに45社を誘致し、現時点で約3,000人の雇用を創出しています。 企業誘致における正規雇用の拡大策としては、長崎市企業立地奨励条例における雇用奨励金の交付要件において、その数を重視した基準を定めています。 今後とも魅力的な雇用の創出に向け、長崎県及び長崎県産業振興財団と連携した企業誘致活動を進めていくとともに、誘致後の採用活動支援を行う中で、立地企業に対して正規雇用の拡大を要請していきます。 次に、U・I・Jターンに対する定住支援策については、移住相談窓口「ながさき移住ウェルカムプラザ」を中心に、長崎県等関係機関と連携し、県外在住のU・I・Jターン			

希望者からの「仕事」「住まい」に関する相談対応などきめ細やかな支援に取り組んでいます。その結果、令和5年度の移住者数の状況は、令和4年度の487人から41人増加の528人となり、5年連続で増加しています

このような状況の中、これまでの移住支援の取り組みは引き続き行いつつ、さらなる移住者の増加のため、「ながさきお試し暮らし応援事業」として、二地域居住や副業、創業などを検討する人を対象に滞在費等の補助金を交付するほか、ホームページで長期滞在に適した宿泊施設など滞在時に必要な情報の発信や移住相談員による地域の企業や人との接点づくりのコーディネートを引き続き行うことで、対象者が自身で再訪する可能性を高め、関係人口や移住相談者、ひいては将来的な移住者となるよう取り組みを行います。

さらに、将来的な移住者となりうる関係人口を増やす取り組みとしてワーケーションの受け入れについても引き続き取り組みます。

加えて、長崎市に移住いただいた方が移住後も安心して定住できるよう、移住後のアフターフォローにも引き続き取り組みます。

住まいに対する取り組みとしては、一定の収入がある新規就労者や移住を希望される方の市営住宅の入居要件を緩和した住戸を供給したほか、戸建住宅では市街化調整区域の住宅団地開発を許容する制度の見直しや開発許可における宅地の面積の最低限度を緩和し、手が届きやすい住宅用地を供給できるよう規制緩和を行うとともに、民間企業等と連携し、若者・子育て世帯に向けた賃貸住宅の提供やリノベーションによる安価な住宅供給などにも取り組んでまいります。

長崎市は、都心部に賑わいと活力があり、周辺部に豊かな自然があることから、都心部で暮らしながら余暇に豊かな自然を楽しむという暮らしも実現できることが強みです。

また、長崎駅周辺の再開発や長崎スタジアムシティ開業など、100年に一度といわれるまちの変化が進んでおり、多くの雇用が創出されています。

さらに、IT系企業の立地が増え、IT技術者の雇用の場も豊富になりました。これらが新たなまちの魅力となり、若年者の定着や移住者の増加につながるチャンスになると捉えています。

このような現状を踏まえ、これまでの施策を継続しつつ、長崎県などの関係機関と連携し、長崎での暮らしの魅力や仕事・企業等に関する情報発信を強化して、若年者の定住促進及びU・I・Jターンの増加につなげ、さらには、将来的な移住者となりうる関係人口の創出・拡大にも引き続き取り組み、移住の促進を図っていきます。

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	経済産業部	新産業推進課
<p>事 項</p> <p>4. 産業活動を育む活力あるまちづくり</p> <p>(4) 企業誘致で雇用確保、定住人口の維持</p> <p style="padding-left: 2em;">② 産学官の連携を図り、活力あるまちづくりに向けて、環境整備の促進を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>企業誘致については、令和元年度から5年度にかけて情報通信・医工連携関連分野の企業14社が研究開発拠点の立地を決定し、令和6年度においても新たに情報通信・機械・医療機器関連等で新設6社の立地が決定したところです。</p> <p>その要因としては、平成28年度に長崎県立大学に情報セキュリティ学科が、また、令和2年度に長崎大学に情報データ科学部が開設されるなど、情報通信関連分野の人材育成・産学連携に係る環境の整備が進んでいること、さらに、感染症研究などの医療分野で、長崎大学が持つ優れた資源や実績が認められていることなどがあると考えています。</p> <p>そうしたなか、近年活況の半導体分野の振興に向けた人材育成・確保、企業支援等を強力に推進するため、県内の産学官が連携する「ながさき半導体ネットワーク」が設立され、また、医療・生命科学分野においては、長崎サミットにおける合意を経て、産学官プラットフォーム「医療・福祉機器等ものづくり検討会」が設立されており、今後は関係機関のより強固な連携のもとに、関連企業の誘致や、新たな産業の育成を図っていきたいと考えています。</p> <p>あわせて、長崎県及び長崎県産業振興財団と連携し、引き続き企業誘致・支援体制の充実を図るなどの環境整備を進めることとしており、こうした取組みを通じて、定住人口の維持・増加に資する魅力的な雇用の創出につなげたいと考えています。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	経済産業部 中央総合事務所	産業雇用政策課 生活福祉 2 課
事 項 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり (5) パートや派遣で働く人の労働条件の改善を図るために、関係先と連携を図り、関係法令の遵守や適切な雇用管理についての周知・啓発に努め、安心して働ける社会環境の確立と格差是正に努めること。			
回 答 非正規雇用労働者については、平成 6 年以降、全国的に緩やかな増加傾向にあり、令和 3 年経済センサス活動調査によると、長崎市においては、常用雇用労働者 157,848 人に対して、有期雇用や臨時雇用等の非正規雇用労働者が 44,801 人となっています。 こうしたなか、平成 30 年 7 月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、平成 31 年 4 月から順次施行されています。 なかでも、非正規雇用労働者に対する待遇改善の取組みとしては、「パートタイム・有期雇用労働法」の改正により、同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間で、基本給や賞与、手当などのあらゆる待遇について、不合理な差を設けることが禁止されています。 また、非正規雇用労働者は「正社員との待遇差の内容や理由」などについて、事業主に説明を求めることができるようになっており、事業主は、非正規雇用労働者から求めがあった場合は、説明をしなければならず、中小企業においても、令和 3 年 4 月 1 日から改正後の同法が適用されています。 これら関係法令については、長崎市ホームページへの掲載や市内事業者へのダイレクトメールにより順次情報発信し、その遵守による労働条件の改善等に向けた周知・啓発を行っています。 さらに、未就労者の支援や就労者の収入増加を図るため、長崎労働局との共同事業として、平成 26 年 9 月から、庁舎内に生活保護受給者等を対象としたハローワークの相談窓口を開設し、専任職員による就職支援を行っているほか、離職等により経済的に困窮し、住居を失う恐れのある方への家賃相当分の住居確保給付金の支給などに、国と連携して取り組んでいます。 今後も引き続き、関係機関と連携し、市内事業者に対する労働条件の改善に向けた周知・啓発を行い、労働者が安心して働くことのできる環境の確立と格差是正に努めていきます。			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	水産農林部  経済産業部	水産農林政策課 水産振興課 農林振興課 商業振興課
事 項 4. 産業活動を育む活力あるまちづくり (6) 長崎の豊富な農・水産物を活用した農林水産の振興を推進すること。併せて、「地産地消」事業の推進により「長崎の食」をPRするとともに、ブランド化と販路拡大に努めること。			
回 答 農業の振興については、次世代につながる農業を育てるため、関係者と連携を図りながら、農業の生産性を高め、次世代を担う多様な経営体を育てていく「産地・担い手」、安心して農業を営める環境づくりを行う「地域・環境」、長崎ならではの農産物の消費を拡大していく「消費・拡大」の3つの視点を柱に取組みを進めています。 具体的には、長崎市を代表する農産物である「びわ」、「長崎和牛・出島ばらいろ」の高付加価値化及び「いちご」などの生産高度化に向けた取組みを進めています。 現在、農業用資材や人件費等の生産コストの高騰により、生産者の経営努力だけでは解決できない課題も多くあるため、ICTの活用や基盤整備の推進など、更なる生産コストの縮減や生産性の向上に対する支援に取り組めます。 また、新規就農者を確保するため、国の事業を活用し、就農初期における給付金支援などの初期投資の軽減やサポート体制の充実について取り組むとともに、国の制度の対象とならない中高年層については市の単独事業で支援を行っております。さらに令和7年度からは親元就農などの後継者に係る生産基盤の支援についても、国の制度の対象とならないものに対して、市独自の支援策を実施します。 次に、水産業の振興については、漁業の担い手対策の充実を図るほか、水産種苗の放流、漁場環境の整備等による資源回復の取組みや、ICTを活用した赤潮対策などのスマート水産業の取組みにより、持続可能な水産業の実現を目指すとともに、長崎市の豊かな水産資源を活用した取組みを進めてまいります。 また、水産加工業者などで構成する実行委員会に対して、大消費地における展示商談会に出展する際の経費を補助し、商談できる機会を引き続き創出していきます。 地産地消の推進に関しては、直売所への支援や、実り・恵みの感謝祭での市内産農水産物のPRを行うほか、DMOや宿泊事業者とも連携しながら長崎ならではの食材や食文化の情報発信などの取組みを進め、多くの方に長崎産の農水産物の魅力を知ってもらい、消費につなげていきます。 「長崎の食」のPRについては、特に、豊富で新鮮な「長崎の魚」の魅力を、新たな観光客の誘客につなげるため、「さしみシティ」をキャッチコピーとして、「旅ナカ」での飲食店情報発信に加え、観光客の消費動向を意識した「旅マエ」「旅アト」でのプロモーシ			

ョンを強化し、観光客との接点を増やすことで、「長崎の魚」の更なる認知度向上・消費拡大につなげていきたいと考えています。

また、「長崎の魚」や「なつたより」、「長崎和牛・出島ばらいろ」、「トラフグ」、「かんぼこ」などの多種多様な特産品については、個々のプロモーションに加え、より観光客の目線に立ち、発信する情報や魅力を分かりやすく集約するとともに、長崎市全体のブランディングとプロモーションのあり方を検討し、あわせて、ふるさと納税返礼品への登録などによる販路開拓に努めていきたいと考えています。

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	市民生活部 中央総合事務所	自治振興課 地域整備 1・2 課
事 項 5. 安全、快適で魅力あるまちづくり (1) 地域住民と協働した安全・安心のまちづくり ① 犯罪や交通事故のないまちづくりのため、地域住民と協働し各種団体等との連携を図っていくこと。			
回 答 市内における犯罪発生件数は長らく減少傾向にありましたが、令和3年から3年連続で増加し、令和5年は1,209件となっています。その主な要因は、ニセ電話詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺をはじめとする知能犯罪などの増加によるものです。 また、市内における令和5年の交通事故発生件数は860件であり、令和2年から減少傾向にあるものの、発生件数に占める死者数は令和4年の4人から12人に大幅に増加しており、高齢者関連の死亡事故が3件から5件に増加しています。 このような中、長崎県警察においては、SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺に関するサイトを設け注意喚起を行っているほか、ニセ電話詐欺被害防止コールセンターを開設し相談に応じています。 また闇バイトによる強盗事件などが全国で相次ぐなか、SNSなどを通じて結び付き、犯罪を繰り返す「匿名・流動型犯罪グループ」の対策を行うプロジェクトチームが新たに設けられました。 長崎市としましては、長崎県警察、市内3警察署及び時津警察署、市内防犯協会、交通安全協会など関係団体等と連携し、防犯、交通安全に取り組んでいるところです。 まず、防犯対策においては、長崎市ではニセ電話等の特殊詐欺への対策として、被害の予兆となる事案が多く見られる際にテレビやラジオ、SNS、防災行政無線で注意喚起を行うことや、出前講座による啓発など、長崎県警察と連携して課題解決に取り組むとともに、自主防犯活動団体への活動費助成やホームページ等による情報発信、防犯カメラの設置費用に対する補助などに取り組んでいます。 また、個人の防犯意識の向上並びに地域の防犯力向上のため、市民の方にウォーキングや通勤・通学など、日常活動の中で地域の見守り活動も行っていただく「よかまち見回りサポーター」制度を開始し、現在約700人が活動されています。 さらに、長崎市と暴力追放「いのちを守る」長崎市民会議との共催により、市民集会及び街頭パレードを開催するなど、暴力追放運動の推進に取り組むとともに、長崎県更生保護協会長崎支部を通じた長崎地区保護司会等への活動費補助など、更生保護事業への支援、犯罪被害者等への支援についても、長崎県警察や長崎犯罪被害者支援センターと連携して取り組んでいます。 次に、交通安全対策においては、長崎市交通安全指導普及員による幼児等に対する交通			

安全教室の開催や、長崎市交通指導員による登下校時の横断歩道等での立哨活動の実施、また季節ごとの交通安全運動期間中に街頭キャンペーンや交通安全フェスタ等による啓発活動などに取り組むとともに、高齢者の交通事故を未然に防ぐため長崎警察署や関係団体との協働により、高齢者講習を実施しています。

一方で、人口減少等に伴い、地域の防犯や交通安全活動の担い手不足が課題となっており、活動に支障がでることも懸念されることから、警察、各種団体に加え、近隣の行政機関と十分に連携できるような体制づくりを見据え、防犯関係団体については、長与町、時津町及び関係団体で連携を図っており、引き続き、行政、警察と関係団体が連携して一体的に活動できる仕組みづくりを検討していきたいと考えています。

また市内においても、教育委員会、小学校、道路管理者、所轄警察署等の関係機関と連携して通学路の合同点検を行い、必要な対策を進めていますが、令和3年度には、千葉県八街市の事故を受けて、新たな視点で緊急合同点検を実施し、この点検結果に基づいて歩道整備や交差点改良などの通学路における児童等の安全確保に向けた更なる対策に取り組んでおり、早期対応が可能な防護柵の設置などについては一定の対策が完了しているところです。

このような取組を通じ、今後とも地域の方々と協働した犯罪や交通事故のないまちづくりの推進に向けて、各種団体等と十分な連携を図っていきます。

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部 まちづくり部 市民生活部	土木企画部 長崎駅周辺整備室 文化振興課
事 項 5. 安全、快適で魅力あるまちづくり (2) 長崎駅周辺の環境整備 ① 新たな文化施設や長崎駅周辺整備事業については、それぞれの関係先と連携のもと、完成後の交通体系など十分精査し万全を期すよう努めること。			
回 答 <p>                     市中心部では、長崎駅周辺や幸町周辺において官民の大型施設が相次いで整備されたことによる交通の量や流れの変化を踏まえながら、各施設の事業者や交通管理者である長崎県警、幹線道路の管理者である長崎県のほか、交通事業者（バス、路面電車、タクシー）と連携を図りながら交通対策を進めてまいりました。</p> <p>                     具体的には、長崎駅では、新長崎駅ビルの開業に伴う対策として立体駐車場の増設や駐車場出入口の追加、付加車線の設置などの対策が、また、幸町の長崎スタジアムシティでは、公共交通の利用促進、来場目的に応じた車両動線や駐車場出入口の設定、付加車線の設置などの敷地内駐車場へのスムーズな入出庫処理などの対策が取られたことにより、交通渋滞の抑制、交通混雑の緩和などの効果が現れているところです。</p> <p>                     そのようななか、長崎駅周辺では、令和8年度の完成に向け東口で工事が進められており、今後、団体バス駐車場、自動車整理場、路線バス乗降場（現在は仮設）が整備されるほか、大黒町側では県営バスターミナルの建替が計画されるなど、これからも交通体系が変化していくこととなります。</p> <p>                     また、市庁舎本館跡地に整備予定の新たな文化施設についても、今後、具体的な検討を進める中で、新たな文化施設の基本計画に掲げている近隣施設との連結によるバリアフリー環境への配慮等も含め、関係者との連携を図りながら検討してまいります。</p> <p>                     今後も、長崎駅周辺の環境整備にあたっては、完成後の交通状況の変化を注視しつつ、関係者における連携を図りながら状況に応じた対策の検討を進めていきます。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	まちづくり部	公共交通対策室
<p>事 項</p> <p>5. 安全、快適で魅力あるまちづくり</p> <p>（3）ハブアンドスポーク型運行については、長崎市周辺部の市民が快適に乗り継ぎできるように待ち時間の短縮を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>ハブアンドスポーク型への路線再編により、利用者に新たに生じる乗継負担の軽減は大変重要な要素であると認識していますので、令和6年度にバスロケーションシステムを導入し、併せて乗り継ぎバス停に接近情報などを表示するスマートバス停を設置し、乗継環境の改善に努めています。</p> <p>今後も、バス事業者とも連携しながら、乗継時間も含めた乗継環境の向上に努めてまいります。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	まちづくり部	公共交通対策室
<p>事 項</p> <p>5. 安全、快適で魅力あるまちづくり</p> <p>(4) 乗り合いタクシー（西小島地区、鳴滝地区、滑石地区ほか）・コミュニティバスの積極的な推進と公共交通事業者との連携を図り、「バス空白地域」の解消とデマンド交通の総合的な推進及び、離島での公共交通機関（高島・伊王島・池島航路を含む）の存続を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市では、バス停から一定の距離がある地域を「バス空白地域」と定義し、これまで一定の人口規模や道路条件がある地区においてワンボックスタイプの車両を使用する乗合タクシーを導入しております。</p> <p>また、それらの地区よりも人口規模が小さく、需要量や収益性などから現在の乗合タクシーでの対応が難しい地区においては、例えば鳴滝地区で相乗りタクシーの実証実験を行うなど、新たな移動手段の研究についても実施しているところです。</p> <p>引き続き交通事業者や地域との連携を図りながら、相乗りタクシーや自家用有償旅客運送など、地域にあった移動手段の構築を図り、バス空白地域の解消に努めたいと考えています。</p> <p>また、離島の公共交通機関につきましては、利用者数の減少により収益性が低下し、長崎市が交付する補助金も年々増加していますが、効率的な運行内容等へ見直しを図りながら、今後も引き続き、航路や路線の維持に努めたいと考えています。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	まちづくり部 中央総合事務所	都市計画課 地域整備 1・2 課
事 項 5. 安全、快適で魅力あるまちづくり (5) 斜面市街地の再生と防災体制の整備 ① 斜面市街地の再生と防災体制の整備を行い、防災性の向上と沿線の住宅の建替え促進につながる生活道路の整備を優先し再生を図ること。また、「車みち整備事業」及び令和2年度から開始した「くらしの道整備事業」については、継続を図ること。			
回 答 長崎市においては、斜面市街地の防災性の向上や居住環境の改善を図るために8地区を選定し、生活道路の整備を中心に「斜面市街地再生事業」を進めていますが、多くの家屋移転を伴うことなどから、事業が長期化しており、整備効果が現れるのに時間を要しています。しかしながら、斜面地の居住環境改善には、車の通る道路整備が緊急の課題であることは十分認識しており、既に着手している生活道路については、早期完成に努めるとともに、新たな路線については事業着手が困難な状況にあることから、「車みち整備事業」や「老朽危険空き家対策事業」などの即効性・実現性の高い事業を活用し、生活道路の整備など、地域住民への負担を軽減しながら、住環境の向上を図ることを念頭に、地元のまちづくり協議会や自治会と協議を進めているところです。 このうち朝日地区については、令和6年度より、あらためて生活道路の整備について、地元の事業協力への意向確認を進めていくこととしています。 「車みち整備事業」については、平成25年度から事業を開始し、令和5年度までに29路線、延長約3,470メートルの整備を行い、事業の効果や地元の要望状況等を踏まえ、令和5年度までとしていた事業期間を令和10年度まで延長し、事業を進めています。 また、令和2年度に創設した、「車みち整備事業」の対象区域外でも整備を行う「くらしの道整備事業」についても、事業期間を令和10年度まで延長し、現在、3路線で工事を進めています。 両事業ともに、通常の道路整備に比べ、短期間で事業費を抑えた整備を行うことができ、整備後は自家用車をはじめ、福祉車両などの車両が通行可能となり、また、消防・救急活動も行いやすくなるなど、生活環境の改善が図られることで、定住人口や地域コミュニティの維持にもつながる事業ですので、引き続き、事業効果などの検証を行いながら事業を推進していきます。			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	建 築 部	建 築 指 導 課
<p>事 項</p> <p>5. 安全、快適で魅力あるまちづくり</p> <p>（5）斜面市街地の再生と防災体制の整備</p> <p>② 長崎市空家等対策計画に基づき、地域住民の安心・安全を主眼に置き、行政代執行も含めた実効性のあるものとなるよう取り組むこと。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市では、「長崎市空家等対策計画」を定め、「市民が安全で安心して住み続けられるまちをつくるため、防災、衛生、景観等の面で、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす空き家（特定空き家等）にしないととも、特定空き家をなくす」という基本理念を掲げ、空家対策を行っています。</p> <p>「特定空き家をなくす」取組みとしては、老朽化が進み、周辺に悪影響を及ぼしている老朽危険空き家の所有者に「特定空き家等除却費補助金」や「老朽危険空き家対策事業」の活用による除却を促し、平成 23 年度から令和 5 年度までに除却費補助金により 280 件、平成 18 年度から令和 5 年度までに対策事業により 54 件の老朽危険空き家が除却されています。</p> <p>本来、建物の管理は、所有者が適切に行うことが原則であり、所有者自らが空家の適正管理に努める必要があります。しかしながら、所有者の経済的な問題や相続による権利の複雑化、管理意識の希薄化など、様々な問題が重なりあっているととも、所有者の財産に市が関与することが難しい状況もあることから、解決に至らない場合もあります。</p> <p>そのため、所有者等への文書送付や職員による所有者宅への訪問により、適正管理に関する働きかけを重ねて行うなど粘り強く指導を行っているところです。</p> <p>そのような中、特定空き家等の中でも、より老朽化し危険な老朽危険空き家については、今後とも法に基づく「助言」「指導」「勧告」といった対応でも改善されず、道路への倒壊など不特定多数の人に危険が及ぶ可能性が高い場合には、「命令」や「代執行」も視野に入れ、対応してまいります。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	水産農林部	農林振興課
<p>事 項</p> <p>5. 安全、快適で魅力あるまちづくり          (6) 有害鳥獣対策（イノシシ、シカ、カラス、アライグマ）等の強化のため、将来を見通した予算計上を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>本市の有害鳥獣対策については、「防護」、「捕獲」、「棲み分け」の3対策を基本に、地元の農業者や自治会等と連携した地域ぐるみの取組みを推進しています。</p> <p>まず、「防護対策」については、農作物被害に対し国庫事業を活用したワイヤーメッシュ柵について令和5年度は約13kmの設置を進めるとともに、市独自の取組みとして、国庫事業の要件に該当しない小規模農地における農作物被害や市街地周辺的生活環境被害を防止するために、個人の農業者や自治会等へワイヤーメッシュ柵等を貸与しており、令和5年度は約34kmの貸出を行っています。</p> <p>また、ワイヤーメッシュ柵の設置・運搬に係る自治会の負担軽減を図るため、令和3年度から、柵の設置・運搬に係る経費の半額を補助する制度を創設し、令和5年度は10件の自治会に対する支援を行っています。</p> <p>次に、「捕獲対策」については、長崎市有害鳥獣対策協議会及び地域ぐるみの捕獲隊が連携した捕獲に取り組んでおり、令和5年度のイノシシの捕獲頭数は3,628頭に上り、新たに16団体の捕獲隊が設立されています。</p> <p>また、「棲み分け対策」については、委託している有害鳥獣対策の専門業者がコンサルティングを行うなど、有害鳥獣が出没しにくい環境づくりに取り組んでいます。</p> <p>その結果、イノシシ等による農作物被害は減少傾向にあるものの、市街地周辺への出沒や石垣の掘り崩しなどの生活環境被害は高止まりの状況であり、特に、自治会によるワイヤーメッシュ柵の設置に関し、会員の高齢化等による更なる負担軽減が課題となっています。</p> <p>そこで、令和4年度から6年度にかけて、市街地への被害が広範囲で発生し、単独の自治会によるワイヤーメッシュ柵の設置が困難な地区において、新設市道を活用した市主体による広域防護柵の設置を進めており、この結果、設置区間においてイノシシの出沒が減少するなどの効果がみられました。</p> <p>新設市道の活用については、工事の関係で令和6年度をもって一旦終了となりますが、市主体による広域防護柵の設置は効果的な取組みであるため、令和7年度は、市道以外も含めた市有地（公園、市有林等）等において、被害の状況等に応じた有効な箇所や設置の実現性について調査を行い、設置計画を策定することとします。</p> <p>さらに、令和6年度からは、自治会におけるワイヤーメッシュ柵の維持補修に係る労力</p>			

を削減するため、メッキ加工を施した錆びにくい柵や従来のサイズよりも小さい柵を購入し貸与するとともに、令和7年度からは、貸与柵の配布・積込時における自治会等の負担軽減と業務の効率化を図るため、配布方法等を見直します。

また、「捕獲対策」についても捕獲従事者の高齢化等が課題であることから、捕獲報奨金の増額やICTの活用などにより捕獲従事者の更なる負担軽減に取り組みます。

今後においても、更なる効果的な被害対策を進めるため、地域の農業者や自治会等の意見を伺いながら、「防護」、「捕獲」、「棲み分け」の3対策の切れ目のない実施と地域ぐるみの取組みの充実に努めていきます。

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	建築部	住宅政策室
<p>事 項</p> <p>5. 安全、快適で魅力あるまちづくり                  (7) 長崎市住宅リフォーム補助事業を継続し、予算の拡充を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>民間住宅の質の向上と長寿命化の促進を図る「ながさき住みよ家リフォーム補助金」及び浴室や便所のバリアフリー化など住宅性能の向上を図る「住宅性能向上リフォーム補助金」は、住宅の居住環境改善や若手技能者の育成と技術の継承を目的として、毎年度助成を継続しています。</p> <p>令和6年度のリフォーム補助金については、全体で1,081件の申請がありました。</p> <p>なお、これらリフォーム補助金は制度の浸透も相まって、今年度の1期及び2期では早期に予算枠に達したことから、3期から抽選制を導入し、できる限り公平感を持っていただけの仕組みに変更しました。</p> <p>令和7年度においては「ながさき住みよ家リフォーム補助金」「住宅性能向上リフォーム補助金」の上限額を見直し、より広く市民の皆様に利用いただけるよう、「住宅性能向上リフォーム補助金」の予定件数を増やしたいと考えています。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	市民生活部	自治振興課
<p>事 項</p> <p>5. 安全、快適で魅力あるまちづくり</p> <p>(8) 新火葬場の基本構想素案が示され、昨年4月に担当理事をトップとした体制が構築されたが、基本計画を立てるには候補地選定が最優先となるため、早期に建設場所を決定すること。</p>			
<p>回 答</p> <p>もみじ谷葬斎場の建替えについては、令和4年9月に「長崎市新火葬場整備基本構想」を策定し、その後、基本計画の策定に向けた検討とともに、その中でも重要となる建替え場所の選定についても検討を進めています。</p> <p>また、新火葬場建設検討に向けた庁内の体制については、令和5年度の担当理事と係長の配置に続き、令和6年度には担当主幹を配置しています。</p> <p>建替え場所の選定については、基本構想の視点に基づき、これまでの庁内での6回の検討会議に加え、市の附属機関である「長崎市火葬場整備計画審議会」に、建設候補地の選定に関する検討を行う専門部会を設置するとともに、より専門的な視点を有する学識経験者からなる臨時委員を追加し、昨年度以降、専門部会を5回、審議会を2回開催し、検討を進めてきたところです。</p> <p>なお、建設場所の最終決定については、基本構想の建替え場所の考え方にお示ししているとおり、火葬場という施設の特殊性も勘案して、周辺住民等の理解を得て決定することとしており、公表にあたっては、地元への説明や理解の状況など様々な状況を見極めながら適切な時期に判断したいと考えています。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	原爆被爆対策部	平和推進課
<p>事 項</p> <p>6. 核兵器廃絶・世界平和を希求する長崎市づくり            (1) 世界の国々が経験したことの無い原爆被爆市として世界平和を願い、核兵器廃絶を希求し世界へ向け、国際都市長崎から平和のアピールに努めること。</p>			
<p>回 答</p> <p>自らの壮絶な被爆体験を語り、核兵器廃絶を訴え続けてきた日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）が2024年ノーベル平和賞を受賞しました。これは平均年齢が85歳を超える被爆者の長年の地道な取組みが国際社会に認められた証であり、核兵器使用の脅威が高まっている中で、被爆者の思いを受け継ぎ、最後の被爆地であり続けるために、長崎の果たすべき役割はますます重要になっています。</p> <p>長崎市の令和6年度の取組みといたしましては、スイス・ジュネーブ市で開催された「核不拡散条約（NPT）再検討会議第2回準備委員会」に市長が出席し、核兵器の非人道性を伝えたうえで、「核兵器は決して使ってはならないこと。そして、核兵器の脅威から人類を守るためには廃絶しかないこと」を強く訴えました。</p> <p>また、日本政府の拠出により国連が創設した基金を活用し、核兵器国と非核兵器国の双方の未来のリーダーを日本に招き、被爆の実相に触れてもらう「ユース非核リーダー基金プログラム」による広島・長崎スタディーツアーが初めて実施されました。37か国・50名の参加者は、長崎で被爆者や若者との交流、長崎原爆資料館などの視察、被爆体験講話、そして市長による「長崎の歴史と復興～核兵器のない未来に向けて～」の講演の聴講を通じて、核兵器の非人道性への理解を深めるとともに、長崎市民の平和への願いを共有していただきました。</p> <p>被爆80周年を迎える令和7年度の取組みといたしましては、「第11回平和首長会議総会」を長崎市で開催し、「核兵器のない世界を目指して～地球市民として描く平和な未来～」のテーマのもと、世界に向けて平和を強力にアピールしたいと考えています。</p> <p>さらに、「第24回核戦争防止国際医師会議（IPPNW）世界大会 in 長崎」や「長崎ピースプレナーフォーラム2025」が長崎で開催されます。この機会を捉え、他の分野で活躍する人たちや国内外で活躍する若者リーダーと連携しながら、核兵器廃絶への機運醸成に寄与します。</p> <p>日本被団協のノーベル平和賞受賞を追い風に、核兵器使用の危機から脱し、核兵器のない世界の実現に向けた潮流を再び作り出すために、今後も、広島市をはじめ平和首長会議加盟都市や、NGO等平和を希求する全ての人々と連帯しながら、「核兵器廃絶」と「世界恒久平和」の実現に向けて、力を尽くしていきます。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	市民生活部 原爆被爆対策部	スポーツ振興課 平和推進課
事 項 6 核兵器廃絶・世界平和を希求する長崎市づくり (2) 被爆 75 周年事業で中止となった長崎平和マラソン等においては、被爆 80 周年事業での開催に向け、検討、準備を進めること。また、平和を発信するイベントは継続的に開催するよう努めること。			
回 答 被爆から 80 年が経過しようとしており、これまで平和活動をけん引してきた被爆者の高齢化が進む中で、被爆地長崎が歩みを止めずに前進し続けるためには、多くの人が当事者として平和を後押しする潮流をつくっていくことが肝要です。そこで、スポーツや芸術などを入口として、身近なところから平和について考え行動し、平和活動の裾野を広げていく必要があります。 そのような中、被爆 75 周年記念事業として開催を予定していた「長崎平和マラソン」については、新型コロナウイルス感染症の影響から、開催に向けた取組みを一旦中断し、被爆 80 周年である令和 7 年度での開催を新たな目標として検討を進めることを平和マラソン実行委員会にて決定したところです。 取組みを中断した令和 2 年度以降、出島メッセや長崎スタジアムシティの開業などにより、交通状況や人の流れが変化しており、加えて、物価高騰等による経費の増加や、被爆 80 周年となる令和 7 年度は、多くの平和発信事業が予定されているなど、ハード面・ソフト面において様々な状況の変化が生じています。 このような状況を踏まえ、開催日程が幅広く設定できることや、開催経費が大幅に抑制できることから、被爆 80 周年記念事業として、平和に関する内容を充実させた「平和をテーマとするハーフマラソン」を開催し、被爆地長崎から平和のメッセージを広く発信する大会を目指して取り組んでまいります。 今後も、庁内をはじめ官民で連携しながら、自分にあった平和の行動を見つける機会を創出し、多くの人の日常の中に平和の文化を根付かせるための取組みを進めてまいります。			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	原爆被爆対策部	調査課 援護課
<p>事 項</p> <p>6. 核兵器廃絶・世界平和を希求する長崎市づくり            (3) 被爆地域の是正拡大と広島「黒い雨」地域と同様に被爆体験者を被爆者として認定できるよう、早期解決を図ること。</p>			
<p>回 答</p> <p>国が指定した被爆地域は、爆心地から同心円状ではなく、東西に約7km、南北に約12kmのいびつな形となっており、被爆体験者の皆様に大きな不公平感を抱かせる要因となっています。そのため、長崎市では、市議会と一体となって、長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会、いわゆる原援協を通じて平成27年度以降、高齢化し病気に苦しむ被爆体験者の救済という観点から、被爆地域の拡大等を国に要望しているところです。</p> <p>このようなことから、被爆体験者訴訟につきましては、令和6年9月9日の判決後から、重ね重ね、長崎市・長崎市議会、長崎県・長崎県議会とともに、控訴断念を訴え続けたところです。しかしながら、厚生労働省及び法務省による判決の精査・検討の結果として、「最高裁で確定した、先行訴訟と今回の判決では、黒い雨が降ったことの証拠に対する考え方が異なっていること」、「同じ事情を持つ他の同様の地域に対する考え方が示されていないため、被爆者健康手帳を交付する統一的な基準を作ることが難しい」との理由から、岸田前総理の控訴せざるを得ないという最終的な考えが示されたことにより、苦渋の判断でしたが、長崎県とともに、控訴するという決断に至ったものです。</p> <p>被爆体験者の皆様の願いはあくまでも被爆者として認定されることでありますので、訴訟とは別として、被爆体験者の救済に向け、令和5年2月には長崎県・市で国立長崎原爆死没者追悼祈念館所蔵の被爆体験記調査やA B C C（原爆障害調査委員会）が実施したとされる原子爆弾投下後の残留放射線に関する記録調査等を要望したところです。</p> <p>被爆体験記調査結果の評価は「降雨等を客観的事実として捉えることが出来ない」とする厳しい結果となりました。またA B C Cの記録調査については、国において調査が進められており、米国国立公文書館、米国アカデミー及びトルーマン大統領図書館については資料が発見されなかったものの、新たに米国テキサス医療センター図書館及び英国公文書館への搜索範囲を拡大し調査が進められているところでございます。</p> <p>今後とも長崎県と連携を密に図りながら、引き続き被爆体験者の救済に向けて、国に強く働きかけてまいります。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	原爆被爆対策部	援護課
<p>事 項</p> <p>6. 核兵器廃絶・世界平和を希求する長崎市づくり            (4) 被爆二世については、がん検診を加えること。</p>			
<p>回 答</p> <p>被爆二世への健康診断については、被爆二世が、がん等への健康不安を抱えていることから、健康診断にがん検診を加えるよう、これまでも「広島・長崎原爆被爆者援護対策促進協議会（八者協）」及び「長崎原子爆弾被爆者援護強化対策協議会（原援協）」を通じて、国に要望してきており、血液のがんである「多発性骨髄腫」の検査が追加されたものの、その他のがん検診については検査項目となっていないことから、引き続き八者協及び原援協などを通じて、国に強く要望してまいります。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	市民生活部 経済産業部	人権男女共同参画室 産業雇用政策課
<p>事 項</p> <p>7. 男女共同参画社会の実現</p> <p>(1) 個性や能力を生かした多様な生き方ができる社会の実現に向け、意識改革・社会啓発を推し進めること。</p>			
<p>回 答</p> <p>長崎市では、「一人ひとりの個性が尊重され、その能力が発揮できる男女共同参画社会の実現」を目指して令和4年に策定した「第3次長崎市男女共同参画計画」において、男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・啓発を進めることを掲げ、様々な取り組みを行っているところです。</p> <p>令和6年度も、男女共同参画推進センターにおいて、多様な生き方ができる社会の実現に向け、男女共同参画をより身近なこととして興味を持って行動に移してもらえるよう、様々な講座を開催するほか、啓発紙「男女共同参画推進特集号」の発行、ラジオ番組での発信、長崎市公式LINEなどのSNSを活用した周知・啓発活動を行っています。</p> <p>また、男女が意欲と能力に応じて仕事と責任を分担し、性別に関係なく活躍できる職場づくりを実践している企業を「男女イキイキ企業」として表彰しており、表彰制度を創設した平成20年度からの表彰事業所数は44事業所に上ります。これまでの表彰事業所の取り組みについては、市ホームページ等で広く紹介することで、市民や他の事業所の意識の醸成にも取り組んでいるところですが、関係部局や関係団体との連携を一層進め効果を高めたいと考えています。</p> <p>さらに、女性の就労促進及び活躍推進を図るため、令和6年度から、企業が行う女性専用施設の整備や従業員への啓発に係る経費に対する助成を行っていますが、令和7年度は新たに、女性が働きやすい職場環境づくりに関する啓発セミナーや、中学生を対象に地元企業の女性活躍に係る取組等を知ってもらうプログラムを実施する予定です。</p> <p>こうした支援にも努めながら、男女共同参画社会の実現に寄与したいと考えています。</p> <p>一方、国においても、令和4年7月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が一部改正され、女性活躍に関する情報公表項目に「男女の賃金の差異」が追加されました。これは、企業において自社の女性活躍に関する状況把握・課題分析を行うとともに、女性の職業選択に資するよう情報を公表するもので、性別にかかわらず誰もが個性や能力を生かした多様な生き方ができる社会の実現に向けた取組みが推進されています。</p> <p>今後とも、このような国の動きも勘案しながら、性別にかかわらず誰もが個性や能力を生かした多様な生き方ができる社会の実現に向け、市民の関心やニーズを的確に把握し、関係部局や関係団体と連携しながら、更なる意識改革・啓発を推進していきたいと考えています。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	総務部	人事課
<p><b>事 項</b></p> <p>7. 男女共同参画社会の実現</p> <p>(2) ハラスメントのない働きやすい職場環境整備を行うとともに、管理者及び職員に対し、効果のある充実した研修を適宜実施すること。</p>			
<p><b>回 答</b></p> <p>ハラスメントが生じると、職員の能力が十分発揮されず、市民等からの信頼を失い円滑な業務展開ができないといった影響が生じ、業務遂行のうえでも看過できない支障が生じることとなります。</p> <p>このことを踏まえ、長崎市役所においては、ハラスメントの撲滅に向けて取り組み、ハラスメントを「しない」「させない」「見過ごさない」ことを徹底していくこととし、そのことを市長自らの姿勢として職員全員に認識させるため、令和5年8月に「長崎市役所ハラスメント防止方針」を策定しました。</p> <p>あわせて、庁内リーフレットを作成し、防止方針やハラスメントに関する相談体制などについてあらためて、全職員に周知を行い、全職員に対するハラスメントの意識醸成を図ったところです。</p> <p>また、ハラスメントに適切に対応できる体制として相談窓口や、相談による解決が困難な事案や防止策等について検討する「ハラスメント対策委員会」を設置するとともに、当事者間の主張に不一致が認められるなど、市内部による対応が困難な事例については、附属機関として設置し、学識経験者で構成する「ハラスメント調査等審議会」で調査審議することとしています。</p> <p>今後は、令和6年度に作成した「長崎市人事戦略」に基づき、職場環境整備の施策として、ハラスメント防止対策の充実を図っていくこととしており、カスタマーハラスメント対策などにも取り組んでいきます。</p> <p>また、ハラスメントの発生防止等に関する研修も実施しており、管理監督職及び若手・中堅職員を対象に、時代の変化に合わせた内容を取り上げて実施しています。</p> <p>今後とも、研修後に受講者の理解度を測り、不十分と思われる者には再度、研修を受講させることや、相談窓口等の周知を徹底していくなどの対応を行うこととしており、これらの取組みにより、ハラスメントを防止し、良好な職場環境の整備に努めたいと考えています。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	こども部	子育てサポート課 こどもみらい課
<p><b>事 項</b></p> <p>7. 男女共同参画社会の実現</p> <p>(3) 児童虐待防止を、早期発見・防止するため、学校、校医、地域、児童相談所との連携を強め体制を充実させること。</p>			
<p><b>回 答</b></p> <p>長崎市では、令和6年度に、児童虐待などの支援が必要なこどもとその家庭等の総合的な対応を行う児童福祉機能と、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う母子保健機能との一体的な組織であるこども家庭センターを設置し、児童虐待防止、早期発見、対応のための体制の充実を図ったところです。</p> <p>児童虐待防止対策について、長崎市では、福祉・保健・医療・警察・教育・地域の団体や児童相談所などの34の関係機関と長崎市によって構成される「長崎市親子支援ネットワーク地域協議会」（要保護児童対策地域協議会）を設置し、密接な連携を図りながら情報交換や適切な支援方法の協議等を行っています。</p> <p>具体的には、同協議会の実務者を対象とした会議等では、事例検討や研修会を概ね月1回実施し、関係機関と連携を図るとともに、学校や保育所等とは定期的に情報共有により顔の見える関係を構築することで、要保護・要支援児童についてためらわず通告できる環境を整えており、関係機関からの通告件数も年々増加しております。その中で、緊急性が高いケースや対応が難しいケースについては、個別ケース会議を開催し、共通認識のもとで役割分担しながら個々のケースに応じた支援を行っており、児童相談所とは人事交流や定例会議の実施を通じて、連携した対応を強化しております。</p> <p>また、困難を抱えるこどもからの様々な悩み・相談を受ける窓口として、令和6年度から「こども相談センター」を設置し、こどもが専門スタッフに直接相談できるようになっております。さらに、小・中・高等学校の児童生徒が使用する学習者用1人1台端末を活用した「相談アプリ」を導入し、こどもにとって身近なツールでより相談しやすい環境を整備することとしており、導入時期については、令和7年度に実証実験を行った後、令和8年度に本格実施する予定であります。</p> <p>今後とも関係機関と一層の連携強化を図りながら、児童虐待防止や早期発見、対応に努めてまいります。</p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	中央総合事務所 建築部	地域整備 1・2 課 建築指導課
事 項 8. 道路・交通体系の整備 (1) 諸団体（自治会、学校、警察等）から指摘を受けている市道、歩道、通学路等の危険箇所（ガードレール、カーブミラー等）を早急に改善すること。			
回 答 生活道路として重要な役割を果たしている市道や多くの住民が利用している里道等については、誰もが安全・快適に利用ができるよう環境整備を進めています。 この整備にあたっては、自治会等からの要望も踏まえ、交通管理者である警察とも調整を図りながら、交通事故が多発している箇所や、緊急に交通の安全を確保する必要がある箇所を優先し、歩道の新設改良やガードレール及びカーブミラー等の交通安全施設の整備、路面や階段等の補修、側溝の整備などを行うことにより、危険箇所の早期改修・改善に努めています。 特に、通学路については、道路管理者、学校関係者、警察等と合同点検を実施し、対策が必要な危険箇所については、外側線やガードパイプの整備、路側帯のカラー化により、歩車道の区分を明確にするなど、安全性の確保に取り組んでいます。 令和3年度には、千葉県八街市の事故を受けて、新たな視点で緊急合同点検を実施し、この結果に基づいて、歩道整備や交差点改良などの通学路における児童等の安全確保に向けた更なる対策に取り組んでおり、早期対応が可能な防護柵などの設置については一定の対策が完了しているところです。 また、通学路に面した倒壊等のおそれがある危険なブロック塀等については、定期的にパトロールを実施し、危険な箇所の把握に努めています。 これからも通学路等の安全を確保していくために、教育委員会や学校関係者等と連携しながら、危険なブロック塀の所有者等に対して、除却や適正な維持管理を促し、それでも改善が進まない場合には、指導・助言・勧告などの法による指導を強化し、併せて補助制度の活用も促しながら適正管理を進めていきます。 今後とも、住民や児童・生徒の皆さんが、安全・安心な生活・通学ができるよう、学校、自治会、警察等の関係者や関係機関と連携を図りながら、できる限り早急な改善に努めていきます。			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部	土木企画課 土木建設課
事 項 8. 道路・交通体系の整備 (2)トラック・タクシーベイ（浜の町、新大工、長崎駅周辺）の適正な活用に努めること。			
回 答 トラック・タクシーベイは、利用者の安全・安心や利便性向上のみならず道路交通の円滑化に寄与することから、これまで、道路管理者や交通管理者の協力のもと、公道上に、トラック用として6箇所・19台分、タクシー用として15箇所・54台分を設置しています。 また、一定の要件を満たす建築物を新築等する場合、「長崎市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例」により、建築物の規模に応じた荷さばき車両の駐車施設の設置を義務付けています。 しかしながら、依然としてトラックやタクシーの路上駐車が見受けられることから、浜町や新大工町、長崎駅周辺など都心部においてトラック・タクシーベイの整備・拡大の必要性は認識しているものの、浜町及び新大工町では、道路幅員の不足や交通量の多さ、埋設物や支障物件の存在などの課題も多く早急な対応は難しい状況です。 長崎駅周辺では、土地区画整理事業により西口駅前にタクシー乗降場やタクシープールを整備しており、さらに、東口駅前では西九州新幹線開業にあわせ、タクシー乗降場やタクシープールを暫定的に整備しているところです。 市民会館横には令和2年度末に廃止されたパーキングメーター・パーキングチケット跡地の道路空間を活用してトラック・タクシーベイを設置しています。 トラック・タクシーベイの適正な活用については、看板を設置し集配車専用であることの注意喚起や交通管理者による違法駐車取締りを行っているところです。 今後も、施設の利用状況を把握しながらトラック・タクシーベイの適正な活用について、道路管理者や交通管理者などと協議していきたいと考えています。 なお、令和5年1月4日に開庁した市庁舎については、同年5月から市庁舎北側(旧長崎警察署側)の道路にタクシーベイを整備し供用開始しており、また、利便性向上を図るため令和6年度末までにタクシーベイへの上屋とスロープを設置予定です。			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部	土木企画課
事 項 8. 道路・交通体系の整備 (3) 高齢者・障害者が利用できるバリアフリー交通網の整備と歩道のバリアフリー化を促進すること。			
回 答 長崎市では、重点的・一体的なバリアフリー化の推進を図るため、平成 14 年策定の「長崎市交通バリアフリー基本構想」や平成 26 年策定の「長崎市バリアフリー基本構想」などにより、長崎駅と浦上駅を含む 2 つの地区を重点整備地区として定め、道路管理者や交通事業者、公安委員会など関係機関の協力のもと、ハード・ソフト面によるバリアフリー化を推進してきました。 このような中、長崎市のバリアフリー化をより一層推進するため、施設設置管理者、障害者団体等で構成する「長崎市移動等円滑化推進協議会」での審議を経ながら、令和 3 年 11 月に「長崎市バリアフリーマスタープラン及び長崎市第 2 期バリアフリー基本構想」を策定し、令和 5 年 1 月には基本構想にて設定した特定事業の具体的な計画を示す「長崎市第 2 期バリアフリー特定事業計画」の取りまとめを行いました。 また、「長崎市移動円滑化推進協議会」で毎年度、事業の進捗状況の確認や事業促進のため改善などの検証を行っています。 今後も、これらの計画に基づき、だれもが安全・安心・快適に過ごせるまちを目指し、引き続き、歩道を含めた各施設のバリアフリー化の推進に努めていくこととしています。			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部	土木企画課
事 項 8. 道路・交通体系の整備 (4) 長崎バイパス・女神大橋・川平有料道路の早期無料化又は低廉化を実現すること。			
回 答 <p>                     NEXCO西日本が管理する長崎バイパスは、高速自動車国道と一体になって機能する全国路線網に含まれており、料金徴収期間は、高速自動車道路と同様の令和42年(2060年)までの60年間となっています。                 </p> <p>                     この長崎バイパスでは、平成22年6月から約1年間、無料化の社会実験が実施されましたが、長崎バイパスの交通量はこの間約3割増加するとともに、国道34号では約1割減少するなど、国道34号の渋滞・混雑緩和につながることを確認された一方で、長崎バイパスに接続する県道長与大橋町線や県道昭和馬町線などでは朝夕に大きな渋滞が発生するなどの課題も確認されたところです。                 </p> <p>                     長崎市としては、まずは、一般国道などの幹線道路における交通混雑の緩和や道路環境の改善を図るため、現在、取り組まれている馬町交差点の改良事業や長崎南北幹線道路などの整備促進に向けて、国や県などと連携して取り組んでいくとともに、完成後の国道34号、県道長与大橋町線や県道昭和馬町線などの交通状況を把握していきたいと考えています。                 </p> <p>                     次に、ながさき女神大橋道路は、平成17年12月に供用開始され、料金徴収期間は令和17年(2035年)までの30年間、また、川平有料道路は、昭和63年7月に供用開始され、料金徴収期間は令和10年(2028年)までの40年間となっています。                 </p> <p>                     このうち、川平有料道路については、平成21年からはETC装着車を対象に終日3割引の本格運用が行われるなど、利用者の負担軽減を図る措置が講じられているところです。                 </p> <p>                     この2つの道路は、受益者負担の考えに基づき、長崎県において有料道路として整備され、通行料金が維持管理費や建設費(借入金)の償還に賄われているところであり、川平有料道路は未償還金があることから、長崎県は国の有料道路制度の在り方の議論を注視しながら検討を行っていききたいとのことですので、長崎市としては、今後もその動向等について情報収集に努めていきたいと考えています。                 </p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部	土木企画課
事 項 8. 道路・交通体系の整備 (5) 市内中心部の交通量を減少させる対策（パークアンドライド等）を推進すること。			
回 答 パーク・アンド・ライドは、道路混雑の緩和や公共交通機関の利用促進、二酸化炭素の削減など様々な効果が期待できることから、長崎市では、松山地区の市営平和公園駐車場や市営松山町駐車場、県営野球場駐車場の3箇所において、駐車時間2時間超の駐車料金を1回あたり620円に設定し、パーク・アンド・ライド駐車場として運用しています。また、市営桜町駐車場では、利用者が少ない土日に限り2時間超の駐車料金を1回あたり730円に設定しています。 更なるパーク・アンド・ライドの推進を目的に、国や長崎県、長崎県警、関係市などで構成する「長崎県交通渋滞対策協議会」において、郊外部の商業施設の駐車場を活用した店舗利用型パーク・アンド・ライドの実現可能性を検討するため、時津町の大型商業施設で令和4年の5月から10月まで実施しましたが、申込者がいなかったため取組みを終了し、今後の利用促進に向けた課題や改善点を把握しました。 また、令和6年10月に開業した長崎スタジアムシティ周辺への来場車両を抑制するため、市営松山町駐車場ではスタジアムでのサッカー試合時に利用者に影響のない範囲で約50台分の駐車スペースを確保しています。同じく、市営桜町駐車場についても、土日に限り約50台分の駐車スペースをパーク・アンド・ライド利用者のために確保しています。 今後はこれらの対策の結果をもとに、「長崎県交通渋滞対策協議会」や民間事業者と連携しながら、他のソフト対策の可能性も含めて検討し、引き続きパーク・アンド・ライドの利用促進と効果の発現に努めていきたいと考えています。			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部	土木企画課
事 項 8. 道路・交通体系の整備 (6) 女神大橋と連結する国道 202 号の改良拡幅と歩道の整備を行うこと。 また、福田バイパス（仮称）の早期実現を図ること。			
回 答 <p>                     市中心部の西部に位置する福田地区では、大規模集合住宅や大型商業施設の立地が進むとともに、ながさき女神大橋や長崎南環状線（田上 IC～新戸町 IC間）の開通などにより国道 202 号の交通量が増加し、また、隣接する小江地区には小江工業団地や砕石業などが立地していることから大型車も多く通行する状況にあります。                 </p> <p>                     このように、当該路線は、通学や通勤、買い物など市民の日常生活を支える道路として、また、地域の産業を支える道路として、重要な役割を担っていますが、車道の幅員が狭く大型車の離合がしにくい区間や、歩道の幅員が十分に確保されていない区間が多く残されており、交通環境の改善が喫緊の課題であると認識しています。                 </p> <p>                     そのため、道路管理者である長崎県において、福田本町工区（福田本町の小浦舟津公園前交差点から福田郵便局前交差点までの約 770mの区間）及び小浦工区（大浦橋付近から中浦バス停付近 450mの区間）の 2 箇所において、歩道整備事業を実施中です。このうち平成 24 年度に着手した福田本町工区においては令和 7 年度完成を目指し工事が進められており、令和 2 年度に着手した小浦工区については用地交渉に着手したところです。                 </p> <p>                     次に、交通環境の抜本的な改善につながる（仮称）福田バイパスについては、長崎県が令和元年度に実施した交通量調査において、平成 24 年度と比較して交通量にほとんど変化が見られなかったこと、福田地区を通過だけで利用している交通量は全体の約 3 割であったことなどにより、バイパス整備にかかる多額の費用に比べ利用する交通量があまり期待できないことから、整備は長期的な課題であるとの認識が示されています。                 </p> <p>                     このような中、長崎市としては、市や市議会、地元関係者、交通関係者などで構成する「一般国道 202 号(福田バイパス)道路整備促進協議会」を中心に、地元の「福田バイパス建設促進期成会」とも連携しながら、現道である「国道 202 号の整備推進」と「(仮称)福田バイパスの早期事業化」に向けて、長崎県や国などの関係機関に対し、要望活動を実施しているところです。                 </p> <p>                     福田地区の交通環境の改善に向けて、引き続き「一般国道 202 号(福田バイパス)道路整備促進協議会」を中心に、地元の皆様と連携を図りながら、取り組んでいきたいと考えています。                 </p>			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部	土木企画課
事 項 8. 道路・交通体系の整備 (7) 長崎半島への唯一の幹線道路である国道 499 号の全線の改良拡幅および長崎外環状線（新戸町 I C－江川交差点）の早期完成を図ること。			
回 答 一般国道 499 号については、現在、道路管理者である長崎県において、平山町から布巻町までの「栄上工区」で拡幅工事が進められています。 「栄上工区」は平成 20 年度から事業に着手し、工事延長約 1,300m のうち、令和 4 年度までに布巻バス停付近と南総合事務所前の約 850m が暫定供用されておりましたが、令和 5 年度に新たに約 260m を供用開始したことで、現在は約 1,110m が暫定供用されています。令和 5 年度末の進捗率は、事業費ベースで約 9 割となっており、事業者である長崎県からは、令和 8 年度の完成を目標に、引き続き用地取得や工事を進めていくと伺っています。 次に、長崎外環状線（新戸町～江川町）については、長崎県において、平成 28 年度に事業化され、平成 30 年度から工事が継続して実施されています。 江川交差点付近においては、令和 5 年度からトンネル工事に着手されており、令和 6 年 10 月時点で約 570m の掘削が進むなど、令和 12 年度の完成を目標に事業が進められているところです。 長崎市としましては、南部地区の幹線道路である一般国道 499 号の改良ならびに、同路線のバイパス機能を果たす長崎外環状線について、「一般国道 499 号道路整備促進協議会」及び「長崎外環状線道路建設促進協議会」を中心に、市議会や経済・交通団体、地元の皆様と一体となって、長崎県及び県議会等に対し、引き続き、早期完成の働きかけを行っていくとともに、円滑な事業進捗が図られるよう、長崎県と連携して取り組んでいきたいと考えています。			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部	土木企画課
事 項 8. 道路・交通体系の整備 (8) 長崎南北幹線道路の早期事業化に向け、県と連携し国へ働きかけること。			
回 答 高規格道路「長崎南北幹線道路」は、西彼杵道路と一体となって長崎市と佐世保市を約1時間で結び、県北と県南地域の交流人口の拡大や、長崎市北部の交通渋滞の緩和、さらには災害時のダブルネットワークの確保など、地域の振興や安全・安心に資する非常に重要な路線です。 この路線の未整備区間のうち長崎市茂里町から時津町野田郷までについては、令和3年11月に都市計画決定がなされ、令和4年度には長崎市茂里町から滑石2丁目までの約5.3kmの区間が新規事業化され、道路整備に向けた詳細設計などが行われているところです。 また、令和5年度には、滑石2丁目から西彼杵道路の時津工区とを結ぶアクセス道路(主要地方道長崎畝刈線(滑石工区))も新規事業化され、長崎南北幹線道路と西彼杵道路が切れ目なくアクセスできる計画となっており、令和6年度は、県において茂里町～滑石2丁目の境界確定測量や詳細設計など、整備に向けた取り組みが着実に進められているところです。 長崎市といたしましては、整備促進を目的として、これまでも道路沿線の3市2町の首長、議長や、経済、交通、運輸、観光の関係者で構成する、「西彼杵道路・長崎南北幹線道路建設促進期成会」を中心に国に対して要望活動を行っているところであり、令和6年度も、10月に国土交通省九州地方整備局に対し、12月には上京して国土交通省、財務省、県選出国會議員に対して働きかけを行ったところです。 なお、長崎南北幹線道路の未事業区間である滑石2丁目～時津町野田郷につきましては、現在事業化している茂里町～滑石2丁目の進捗を見ながら、県において事業化を検討していくと聞いております。 今後も、事業化に向けて、長崎県や関係者の方々とも連携しながら、また、市議会からのお力添えをいただきながら、国等の関係機関へ積極的な働きかけを行っていきたいと考えています。			

## 政 策 要 求 回 答

政党又は団体名 市民クラブ	担 当	土木部  中央総合事務所	土木建設課 土木企画課 地域整備 1・2 課
事 項 8. 道路・交通体系の整備 (9) 市民生活に必要な不可欠な道路については新設や改良及び早期供用を行うこと。 ① 打坂－百合野線の改良拡幅、② 江平－浜平線とその接道改良、③ 戸町2丁目上戸町間の一方通路解消、④ 片淵－鳴滝線、⑤ 川上町－出雲線、⑥ 虹ヶ丘町－西町1号線、⑦ 相川町－四杖町1号線、⑧ 常盤町－大浦元町線、⑨ 清水町－白鳥町1号線、⑩ 立山24号線			
回 答 ① 国道206号打坂交差点から長与町百合野団地に抜ける打坂－百合野線（市道滑石2号線）は、特に入り口部分の幅員が狭く、交通渋滞や交通事故の危険性が高い状況であることから早急な整備が必要であると認識しています。令和5年度には、国道から道幅が狭い60m区間について、歩道設置も含めた道路拡幅整備の詳細な測量調査設計を行っており、現在、拡幅に必要な用地の地権者へご協力をお願いしているところです。今後、地域の皆様や警察等の関係機関と協議を行うとともに、引き続き、拡幅に必要な用地の地権者へご協力をお願いしながら、この区間の道路拡幅整備に向けて取り組んでいきます。			
② 江平浜平線は、現在、江平側と浜平側の両側から工事を進めており、江平側の一部区間では供用を開始しています。浜平側においては、一部供用開始に向けて暫定整備区間の工事を進めています。今後も、一部未買収箇所の用地交渉を進めるとともに、工事の進捗に努めていきます。			
③ 市道戸町新小が倉線は、道路幅員が4m程度と狭く、バス路線であることから、信号制御による片側交互通行となっており、地域の皆様には幅員が狭い迂回路をご利用していただくなどご不便をおかけしている状況です。 また、児童の通学においては、本道路状況を踏まえて、迂回している状況でもあることから、本市としても道路改良の必要性は認識しており、令和4年度には、道路改良の検討に必要な概略設計をまずは行ったところです。 当該道路の拡幅については、道路の両側に家屋が連なっており、用地の協力が必要不可欠であることから、その整備には多額の費用と期間を要すると考えています。一方で、長崎市では現在、多くの路線の整備を行っており、可能な限り早期に供用して効果が発現できるよう、事業中の路線について集中して整備を進めていくことが重要と考えているところです。したがって、当該道路の拡幅については、整備中の路線の進捗を踏まえ、どのような道路整備が実現の可能性が高いのか、具体的な対応策について検討を進めていきたいと考えています。			

- ④ 中川鳴滝3号線は、国道34号側の1工区において、令和6年度中に2車線相当の通行が可能となります。また、令和5年度からは3工区の片淵中学校側の工事に着手しており、引き続き用地買収を進め工事の進捗を図っていきます。
- ⑤ 川上町出雲線は、延長576mのうち、約440mの区間において、道路の拡幅を実施しており、約315mの拡幅が完了しています。残りの区間においても、順次拡幅を行うとともに一部未買収地の用地交渉についても進めてまいります。
- ⑥ 虹が丘町西町1号線は、西町側から順次工事を進めており、延長1,950mのうち約1,200mが暫定整備済みで、現在、橋梁上部工事に着手しております。今後は、大規模なトンネル工事が控えておりますが、早期完成に向け工事の進捗を図っていきます。
- ⑦ 相川町四杖町1号線ほか4線は、平成27年3月に国道202号から旧式見高校入口までの520mの供用を開始しています。現在は、地すべりの対策業務および四杖町9号線の道路改良工事を進めているところです。  
今後も、一部未買収箇所の用地交渉を進めるとともに、工事の進捗に努めていきます。
- ⑧ 常盤町大浦元町線のうち、拡幅工事が完了してない約200mの区間については、国土調査法に基づいて実施されている地籍調査においても、境界が定まらない土地が存在するなどの理由により、長期に渡り工事に着手できず未完成となっておりますが、土地の境界が確定した箇所については、令和6年度に補償額を算定する建物調査を実施したことにより、地権者との交渉が進んでおります。残りの境界未確定の土地についても問題解決に努め、工事の進捗を図ります。
- ⑨ 清水町白鳥町1号線は、西町市場前バス停付近の交差点の部分改良を行っていません。現在、清水町側の新設区間から重点的に用地買収を進めており、用地が一定確保できた箇所については、早期の工事着手に向けて取り組んでいきます。
- ⑩ 立山24号線については、立山3丁目（市道西山目覚線）のバス通り側から工事を進めておりましたが、用地交渉が難航したことにより、令和5年度から立山3丁目の長崎歴史文化博物館側より工事を進めております。今後も、一部未買収箇所の用地交渉を進めるとともに、工事の進捗に努めていきます。